

法 学 第 5 5 4 号
平成 29 年 10 月 2 日

各 私 立 学 校 設 置 者
各 私 立 学 校 長
(幼 ・ 小 ・ 中 ・ 高 ・ 特 ・ 専 ・ 各) } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について

このことについて、別添のとおり文部科学事務次官から通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中尾

電話 019-629-5042 FAX019-629-5049

メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp

29文科高第542号
平成29年9月21日

各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 殿
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長

文 部 科 学 事 務 次 官

戸 谷 一 夫



(印影印刷)

専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について（通知）

先の第193回通常国会において、「学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）」（以下「改正法」という。）が成立し、平成29年5月31日に公布され、平成31年4月1日から施行されることとなりました。

また、これを受け、「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第232号）」（以下「整備政令」という。）が平成29年9月1日に、下の表3に掲げる省令等が平成29年9月8日に公布され、いずれも平成31年4月1日から施行されることとなりました。

これらの法令の制定・改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

また、都道府県知事におかれては、市町村長及び所轄の学校その他の教育機関に対して、都道府県教育委員会にあっては、域内の市町村教育委員会に対して、本改正の周知を図るよう配慮願います。

なお、改正法及び整備政令によるその他関係法律及び関係政令の所要の規定の整備については、文部科学省のホームページに關係条文等を掲載しておりますので、御参照ください。



表1 法律（平成29年5月31日公布）

学校教育法の一部を改正する法律 （平成29年法律第41号）	【一部改正する法律】 ・学校教育法（昭和22年法律第26号） ・その他関係法律
----------------------------------	---

表2 政令（平成29年9月1日公布）

学校教育法の一部を改正する法律の 施行に伴う関係政令の整備に関する 政令（平成29年政令第232号）	【一部改正する政令】 ・学校教育法施行令（昭和28年政令第340号） ・その他関係政令
--	---

表3 省令等（平成29年9月8日公布）

専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）	
専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）	
専門職大学に関し必要な事項を定める件（平成29年文部科学省告示第109号）	
専門職短期大学に関し必要な事項を定める件（平成29年文部科学省告示第110号）	
学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第35号）	【一部改正する省令】 ・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号） ・学位規則（昭和28年文部省令第9号） ・専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号） ・学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）
学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示（平成29年文部科学省告示第111号）	【一部改正する告示】 ・学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号）

記

第一 学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）

1 改正の趣旨

我が国の社会情勢がめまぐるしく変化し、課題も複雑化していく中で、今後、職業の在り方や働き方も大きく様変わりすることが想像されている。このような中で、我が国が、成長・発展を持続していくためには、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が不可欠である。改正法は、こうした状況を踏まえ、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設ける等の措置を講ずるものである。

2 学校教育法の一部改正

(1) 改正の概要

① 専門職大学の制度化

ア 学校教育法（以下「法」という。）第83条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とすることを定めたこと。（第83条の2第1項）

イ 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとしたこと。（第83条の2第2項）

ウ 専門職大学には、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主な目的とするもの又は獣医学を履修する課程を置くことができないこととしたこと。（第83条の2第3項）

② 専門職大学の課程の区分

ア 専門職大学の課程は、前期課程及び後期課程に区分できることとしたこと。（第87条の2第1項）

イ 専門職大学の前期課程における教育は、専門職大学の目的のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを実現するために行われるものとしたこと。（第87条の2第2項）

ウ 専門職大学の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、法第83条の2第1項に規定する目的を実現するために行われるものとしたこと。（第87条の2第3項）

③ 専門職短期大学の制度化

ア 法第108条第2項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とすることを定めたこと。（第108条第4項）

イ 専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他

の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとしたこと。（第108条第5項）

④学位

ア 専門職大学は、専門職大学を卒業した者又は専門職大学の前期課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとしたこと。

（第104条第2項）

イ 専門職短期大学は、専門職短期大学を卒業した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとしたこと。（第104条第5項）

⑤実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算

専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学又は専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができることとしたこと。（第88条の2）

⑥専門職大学等の認証評価

専門職大学等は、専門職大学院を置く大学と同様、その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価（分野別認証評価）を受けるものとしたこと。（第109条第3項）

⑦専門職大学院における関連事業者等との協力

専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとしたこと。（第99条第3項）

(2) 留意事項

- ① 専門職大学及び専門職短期大学は、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させ、又は育成することを、機関全体の目的とする大学及び短期大学の制度として創設されたものであること。大学及び短期大学が、その一部の学部や学科において、専門職大学等のように実践的かつ応用的な職業教育を行う仕組みについては、今後、大学設置基準及び短期大学設置基準を改正して、そのための制度を別途整備する予定であること。
- ② 改正後の法の規定に基づく文部科学大臣の定めとして、関連事業者等との協力による教育課程の編成・実施等に関する事項については専門職大学設置基準、専門職短期大学設置基準及び専門職大学院設置基準において、学位の種類については学位規則第2条の2において、実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算に関する事項については学校教育法施行規則第146条の2において、所要の定めを行っていること。
- ③ 法第109条第3項に規定する分野別認証評価について、同項の政令で定める

期間は、専門職大学院におけるこれまでの分野別認証評価の取扱いと同様、学校教育法施行令第40条において、5年以内と定めていること。

- ④ その他修業年限や入学資格、学長、教授その他の職員、教授会に関する規定をはじめ、大学一般及び短期大学一般に係る事項を定める法の規定は、専門職大学及び専門職短期大学にも適用があるものであること。

3 その他関係法律の改正

その他関係法律について、改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行ったこと。

第二 学校教育法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第232号）

1 学校教育法施行令の一部改正

(1) 改正の概要

① 文部科学大臣の認可を受けなければならない事項

専門職大学の課程（前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。）の設置及び変更について、法第4条第1項に定める文部科学大臣の認可を受けなければならない事項としたこと。（第23条第7号）

② 文部科学大臣に届け出なければならない事項

専門職大学の課程（前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。）の変更（前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更（当該区分の廃止を除く。）を伴うものを除く。）について、法第4条第2項第3号に定める文部科学大臣に届け出なければならない事項としたこと。（第23条の2第1号ロ）

(2) 留意事項

文部科学大臣の認可を受けなければならない課程の変更としては、具体的には、前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更を想定しているものであること。また、文部科学大臣に届け出なければならない課程の変更としては、具体的には、前期課程及び後期課程の区分の廃止を想定しているものであること。

2 その他関係政令の改正

その他関係政令について、改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行ったこと。

第三 専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）及び専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）

1 専門職大学設置基準の制定

省令の概要

(1) 総則

① 趣 旨

専門職大学設置基準は、専門職大学を設置するのに必要な最低の基準とするとともに、専門職大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならないこととしたこと。（第1条）

② 教育研究上の目的

専門職大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとしたこと。（第2条）

③ 入学者選抜

入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとするとともに、専門職大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとしたこと。（第3条）

④ 教員と事務職員等の連携及び協働

専門職大学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該専門職大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとしたこと。（第4条）

(2) 教育研究上の基本組織

① 学 部

学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとしたこと。（第5条）

② 学 科

学部には、専攻により学科を設けるとともに、学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとするものとしたこと。（第6条）

③ 課 程

学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができるものとしたこと。（第7条）

④ 学部以外の基本組織

ア 法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織は、当該専門職大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであって、次に掲げる要件を備えるものとしたこと。（第8条第1項）

(ア) 教育研究上適当な規模内容を有すること。

(イ) 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。

(ウ) 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。

イ 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部等に係るこれらの基準に準ずるものとしたこと。（第8条第2項）

（3）収容定員

① 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとしたこと。この場合において、昼夜開講制を実施するとき及び外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれらに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとしたこと。

（第9条第1項）

② 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるとともに、専門職大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとしたこと。（第9条第2項及び第3項）

（4）教育課程

① 教育課程の編成方針

ア 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとしたこと。（第10条第1項）

イ 教育課程の編成に当たっては、専門職大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならないこととしたこと。（第10条第2項）

ウ 専門職大学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとしたこと。また、当該授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとしたこと。（第10条第3項及び第4項）

② 教育課程連携協議会

ア 専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。（第11条第1項）

イ 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとしたこと。（第11条第2項）

（ア）学長が指名する教員その他の職員

(イ) 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者

(ウ) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

(エ) 臨地実務実習（（5）③ア（エ）の臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と連携する事業者

(オ) 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認める者

ウ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとしたこと。（第11条第3項）

(ア) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

(イ) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

③ 教育課程の編成方法

教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとしたこと。（第12条）

④ 専門職大学の授業科目

専門職大学は、次に掲げる授業科目を開設するものとしたこと。（第13条）

ア 基礎科目（生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）

イ 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）

ウ 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）

エ 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に高めるための授業科目をいう。）

⑤ 単 位

ア 各授業科目の単位数は、専門職大学において定めるものとしたこと。単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとしたこと。（第14条第1項及び第2項）

(ア) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもって1単位とすること。

- (イ) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもって1単位とすること。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができること。
- (ウ) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、(ア)及び(イ)の基準を考慮して専門職大学が定める時間の授業をもって1単位とすること。
- イ 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができることとしたこと。(第14条第3項)
- ⑥ 1年間の授業期間
1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則としたこと。(第15条)
- ⑦ 各授業科目の授業期間
各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとしたこと。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができることと認められる場合は、この限りでないこと。(第16条)
- ⑧ 授業を行う学生数
専門職大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下とすることとしたこと。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができることと認められる場合は、この限りでないこと。(第17条)
- ⑨ 授業の方法
ア 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとしたこと。(第18条第1項)
イ 授業の方法として、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で授業を履修させること、授業を外国において履修させること及び授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができることとしたこと。(第18条第2項から第4項まで)
- ⑩ 成績評価基準等の明示等
専門職大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとしたこと。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとしたこと。(第19条)
- ⑪ 教育内容等の改善のための組織的な研修等
専門職大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(ファカルティ・ディベロップメント)を実施するものとしたこと。(第20条)

⑫ 昼夜開講制

専門職大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制により授業を行うことができることとしたこと。（第21条）

(5) 卒業の要件等

① 単位の授与

専門職大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとしたこと。ただし、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、専門職大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができることとしたこと。（第22条）

② 履修科目の登録の上限

ア 専門職大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならないこととしたこと。また、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、専門職大学の定めるところにより、当該上限を超えて履修科目の登録を認めることができることとしたこと。（第23条）

③ 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等

ア 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとしたこと。（第24条第1項）

イ アは、学生が、外国の大学等に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用すること。（第24条第2項）

④ 大学以外の教育施設等における学修

ア 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、専門職大学の定めるところにより単位を与えることができることとしたこと。（第25条第1項）

イ アにより与えることができる単位数は、③アにより当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとしたこと。（第25条第2項）

⑤ 入学前の既修得単位等の認定

ア 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入

学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学に入学した後の当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとしたこと。（第26条第1項）

イ 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入学する前に行った④アの学修を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、専門職大学の定めるところにより単位を与えることができることとしたこと。（第26条第2項）

ウ 専門職大学は、学生が当該専門職大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、30単位を超えない範囲で専門職大学の定めるところにより、単位を与えることができることとしたこと。（第26条第3項）

エ アからウまでにより修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学において修得した単位以外のものについては、③ア及び④アにより当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとしたこと。（第26条第4項）

⑥ 長期にわたる教育課程の履修

専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができることとしたこと。（第27条）

⑦ 科目等履修生等

ア 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、科目等履修生に対し、単位を与えることができることとし、科目等履修生に対する単位の授与については、①を準用することとしたこと。（第28条第1項及び第2項）

イ 専門職大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（科目等履修生等）を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員及び校地・校舎の面積を増加するものとしたこと。また、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとしたこと。（第28条第3項及び第4項）

⑧ 卒業の要件

ア 専門職大学の卒業の要件は、次のいずれにも該当することとしたこと。（第29条第1項）

(ア) 専門職大学に4年以上在学すること。

(イ) 124単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ20単位以上、職業

専門科目に係る60単位以上並びに総合科目に係る4単位以上を含む。)を修得すること。

(ウ) 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る40単位以上を修得すること。

(エ) (ウ)の授業科目に係る単位に臨地実務実習(企業等の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。)に係る20単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、5単位を超えない範囲で、連携実務演習等(企業等の事業者と連携して開設する演習又は実習等による授業科目のうち、当該事業者の実務にかかわる課題に取り組むもの(臨地実務実習を除く。)であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。)をもってこれに代えることができること。

イ アの卒業の要件として修得すべき124単位のうち、(4)⑨イに基づき多様なメディアを高度に利用して行う授業により修得する単位数は60単位を超えないものとしたこと。(第29条第2項)

⑨ 前期課程の修了要件

ア 専門職大学の前期課程のうち修業年限が2年のものの修了要件は、次のいずれにも該当することとしたこと。(第30条第1項)

(ア) 専門職大学の前期課程に2年以上在学すること。

(イ) 62単位以上(基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ10単位以上、職業専門科目に係る30単位以上並びに総合科目に係る2単位以上を含む。)を修得すること。

(ウ) 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る20単位以上を修得すること。

(エ) (ウ)の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る10単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、2単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。

イ 専門職大学の前期課程のうち修業年限が3年のものの修了要件は、次のいずれにも該当することとしたこと。(第30条第2項)

(ア) 専門職大学の前期課程に3年以上在学すること。

(イ) 93単位以上(基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ15単位以上、職業専門科目に係る45単位以上並びに総合科目に係る2単位以上を含む。)を修得すること。

(ウ) 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、

実験、実習又は実技による授業科目)に係る30単位以上を修得すること。

(エ) (ウ)の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る15単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると思われる場合には、3単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。

ウ 夜間において授業を行う学部その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学部に係る修業年限が3年の専門職大学の前期課程の修了要件は、イにかかわらず、専門職大学に3年以上在学し、ア(イ)から(エ)までのいずれにも該当することとすることができるものとしたこと。(第30条第3項)

(6) 教員組織

① 教員組織

ア 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとしたこと。(第31条第1項)

イ 専門職大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとしたこと。(第31条第2項)

ウ 専門職大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとしたこと。(第31条第3項)

エ 専門職大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとし、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも1人以上置くものとしたこと。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでないこととしたこと。(第31条第4項)

② 授業科目の担当

専門職大学は、教育上主要と認める授業科目(主要授業科目)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとしたこと。また、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとしたこと。(第32条)

③ 授業を担当しない教員

専門職大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができることとしたこと。(第33条)

④ 専任教員

ア 教員は、一の専門職大学に限り、専任教員となるものとし、専任教員は、専ら一の専門職大学における教育研究に従事するものとしたこと。(第34条第1項及び第2項)

イ アにかかわらず、専門職大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該専門職大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該専門職大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該専門職大学の専任教員とすることができることとしたこと。（第34条第3項）

⑤ 専任教員数

ア 専任教員数の基準として、学部の種類及び規模に応じて必要とされる教授等の数及び専門職大学全体の収容定員に応じて必要とされる教授等の数をそれぞれ別表により定め、専門職大学における専任教員数は、それぞれの別表に定める数を合計した数以上としたこと。（第35条並びに別表第1イの表及びロの表）

イ アの別表に定める専任教員数の半数以上は原則として教授とすることとしたこと。（別表第1イの表備考第1号）

ウ 収容定員の数がアの別表に定める数に満たない場合における専任教員数は、その2割の範囲内において兼任の教員に代えることができることとしたこと。（別表第1イの表備考第3号）

エ 夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合の必要専任教員数は、アの別表に定める教員数の3分の1以上としたこと。ただし、夜間学部の収容定員が昼間学部の収容定員を超える場合は、夜間学部の必要専任教員数は別表に定める教員数とし、昼間学部の必要専任教員数は別表に定める教員数の3分の1以上としたこと。また、昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、別表に定める必要専任教員数を減ずることができることとしたこと。（別表第1イの表備考第6号及び第7号）

⑥ 実務の経験等を有する専任教員

ア ⑤による専任教員の数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする事としたこと。（第36条第1項）

イ 実務の経験等を有する専任教員のうち、アのおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数以上は、次のいずれかに該当する者とする事としたこと。（第36条第2項）

(ア) 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴のある者

(イ) 博士の学位、修士の学位又は修士（専門職）、法務博士（専門職）若しくは教職修士（専門職）の学位を有する者

(ウ) 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

ウ アのおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者（いわゆる「みなし専任教員」）で足りるものとしたこと。（第36条第3項）

(7) 教員の資格

① 学長の資格

学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者としたこと。(第37条)

② 教授の資格

教授となることのできる者は、次のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者としたこと。(第38条)

ア 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

イ 研究上の業績がアの者に準ずると認められる者

ウ 修士(専門職)、法務博士(専門職)又は教職修士(専門職)の学位を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

エ 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴のある者

オ 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあっては実際的な技術に秀でていと認められる者

カ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

③ 准教授の資格

准教授となることのできる者は、次のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者としたこと。(第39条)

ア ②のいずれかに該当する者

イ 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴のある者

ウ 修士の学位又は修士(専門職)、法務博士(専門職)若しくは教職修士(専門職)の学位を有する者

エ 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

オ 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

④ 講師の資格

講師となることのできる者は、次のいずれかに該当する者としたこと。(第40条)

ア ②又は③の教授又は准教授となることのできる者

イ その他特殊な専攻分野について、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

⑤ 助教の資格

助教となることのできる者は、次のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者としたこと。(第41条)

ア ②アからカまで又は③アからオまでのいずれかに該当する者

イ 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの

又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は修士(専門職)、法務博士(専門職)若しくは教職修士(専門職)の学位を有する者

ウ 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

⑥ 助手の資格

助手となることのできる者は、次のいずれかに該当する者としたこと。

(第42条)

ア 学士の学位又は学士(専門職)の学位を有する者

イ アの者に準ずる能力を有すると認められる者

(8) 校地、校舎等の施設及び設備等

① 校地

ア 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとしたこと。(第43条第1項)

イ アにかかわらず、専門職大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるためアの空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じている場合限り、空地を校舎の敷地に有しないことができることとしたこと。(第43条第2項)

ウ イの措置は、次に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとしたこと。(第43条第3項)

(ア) できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。

(イ) 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

② 運動場、体育館その他のスポーツ施設

ア 専門職大学は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けるものとしたこと。(第44条第1項)

イ 専門職大学は、やむを得ない特別の事情があるときは、体育館その他のスポーツ施設を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合限り、体育館その他のスポーツ施設を設けないことができることとしたこと。(第44条第2項)

ウ イの措置は、当該専門職大学以外の者が備える運動施設であつて次に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとしたこと。(第44条第3項)

(ア) 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。

(イ) 校舎から至近の位置に立地していること。

(ウ) 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであ

ること。

③ 校舎等施設

ア 専門職大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとしたこと。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないこととしたこと。（第45条第1項）

(ア) 学長室、会議室、事務室

(イ) 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）

(ウ) 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

イ 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとしたこと。（第45条第2項）

ウ 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとしたこと。（第45条第3項）

エ 校舎には、アの施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとしたこと。（第45条第4項）

オ 専門職大学は、校舎のほか、なるべく講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとしたこと。（第45条第5項）

カ 夜間学部を置く専門職大学又は昼夜開講制を実施する専門職大学にあっては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとしたこと。（第45条第6項）

④ 校地の面積

ア 専門職大学における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生1人当たり10平方メートルとして算定した面積とすることとしたこと。（第46条第1項）

イ 専門職大学は、その場所に立地することが教育上特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の土地を取得することが困難であるためアの面積を確保することができないと認められる場合において、教育に支障のない限度において、当該面積を減ずることができることとしたこと。（第46条第2項）

ウ 同じ種類の昼間学部及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とすることとしたこと。（第46条第3項）

エ 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、アの面積を減ずることができることとしたこと。（第46条第4項）

⑤ 校舎の面積

ア 校舎の面積の基準として、学部の種類及び規模に応じ必要とされる基準校舎面積及び加算校舎面積をそれぞれ別表により定め、専門職大学における校舎の面積は、一個の学部のみを置く専門職大学にあっては別表に定める基準校舎面積以上、複数の学部を置く専門職大学にあっては別表に定める基準面積と加算面積を合計した面積以上としたこと。（第47条並びに別

表第2イの表及びロの表)

イ 夜間学部が同じ種類の昼間学部と同一の施設を使用する場合は、夜間学部又は昼間学部の収容定員のいずれが多い数により、アの別表に定める面積とすることとしたこと。また、昼夜開講制を実施する場合には、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、別表に定める面積を減ずることができることとしたこと。(別表第2イの表備考第3号及び第4号)

ウ 卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、アの別表に定める面積を減ずることができることとしたこと。(別表第2イの表備考第5号)

エ アの別表に定める校舎の面積は、専用部分の面積としたこと。ただし、当該専門職大学と他の学校、幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該専門職大学の教育研究に支障がない限度において、別表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができることとしたこと。(別表第2イの表備考第7号)

⑥ 図書等の資料及び図書館

ア 専門職大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとしたこと。(第48条第1項)

イ 図書館は、アの資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、アの資料の提供に関し、他の専門職大学の図書館等との協力を努めるものとしたこと。(第48条第2項)

ウ 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くとともに、専門職大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとし、閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとしたこと。(第48条第3項から第5項まで)

⑦ 附属施設

ア 次の表の左欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ右欄に掲げる附属施設を置くものとしたこと。また、工学に関する学部を置く専門職大学には、原則として実験・実習工場を置くものとしたこと。(第49条)

学部又は学科	附属施設
教員養成に関する学部又は学科	附属学校又は附属幼保連携型認定こども園
農学に関する学部	農場

林学に関する学部	演習林
畜産学に関する学部又は学科	飼育場又は牧場
水産学又は商船に関する学部	練習船（共同利用による場合を含む。）
水産増殖に関する学科	養殖施設
薬学に関する学部又は学科	薬用植物園（薬草園）
体育に関する学部又は学科	体育館

⑧ 実務実習に必要な施設

専門職大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとしたこと。（第50条）

⑨ 機械、器具等

専門職大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとしたこと。（第51条）

⑩ 二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備

専門職大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとしたこと。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでないこと。（第52条）

⑪ 教育研究環境の整備

専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとしたこと。（第53条）

⑫ 大学等の名称

ア 専門職大学は、その名称中に専門職大学という文字を用いなければならないこととしたこと。（第54条第1項）

イ 専門職大学、学部及び学科の名称は、専門職大学等として適当であるとともに、当該専門職大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとするものとしたこと。（第54条第2項）

(9) 事務組織等

① 事務組織

専門職大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとしたこと。（第55条）

② 厚生補導の組織

専門職大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとしたこと。（第56条）

③ 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制

専門職大学は、当該専門職大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとしたこと。（第57条）

④ 研修の機会等

専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（スタッフ・ディベロップメント）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとしたこと。（第58条）

(10) 共同教育課程に関する特例

二以上の専門職大学は、その専門職大学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、当該二以上の専門職大学のうち一の専門職大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学のうち他の専門職大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学ごとに同一内容の教育課程（共同教育課程）を編成することができること等とし、共同教育課程に関する特例として、共同教育課程に係る単位の認定、共同学科に係る卒業の要件、専任教員数、校地の面積、校舎の面積並びに施設及び設備に関する事項を定めたこと。（第59条から第65条まで）

(11) 国際連携学科に関する特例

専門職大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職大学に相当する大学と連携して教育研究を実施するための学科（国際連携学科）を設けることができること等とし、国際連携学科に関する特例として、国際連携教育課程の編成、共同開設科目、国際連携教育課程に係る単位の認定、卒業の要件、専任教員数並びに施設及び設備に関する事項を定めたこと。（第66条から第72条まで）

(12) 雑 則

① 外国に設ける組織

専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができることとしたこと。（第73条）

② 段階的整備

新たに専門職大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができることとしたこと。（第74条）

2 専門職短期大学設置基準の制定

省令の概要

(1) 総 則

① 趣 旨

専門職短期大学設置基準は、専門職短期大学を設置するのに必要な最低の基準とするとともに、専門職短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図るこ

とに努めなければならないこととしたこと。(第1条)

② 教育研究上の目的

専門職短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとしたこと。(第2条)

③ 入学者選抜

入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとするとともに、専門職短期大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとしたこと。(第3条)

④ 教員と事務職員等の連携及び協働

専門職短期大学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該専門職短期大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとしたこと。(第4条)

(2) 学 科

① 学 科

学科は、教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとしたこと。(第5条第1項)

② 専攻課程

学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができることとしたこと。(第5条第2項)

(3) 収容定員

① 収容定員は、学科ごとに学則で定めるものとしたこと。この場合において、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとしたこととともに、昼夜開講制を実施するとき及び外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとしたこと。(第6条第1項及び第2項)

② 収容定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるとともに、専門職短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとしたこと。(第6条第3項及び第4項)

(4) 教育課程

① 教育課程の編成方針

ア 専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとしたこと。(第7条第1項)

イ 教育課程の編成に当たっては、専門職短期大学は、学科に係る専門の学

芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成するとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならないこととしたこと。（第7条第2項）

ウ 専門職短期大学は、学科に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとしたこと。また、当該授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとしたこと。（第7条第3項及び第4項）

② 教育課程連携協議会

ア 専門職短期大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。（第8条第1項）

イ 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとしたこと。（第8条第2項）

（ア）学長が指名する教員その他の職員

（イ）当該専門職短期大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者

（ウ）地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

（エ）臨地実務実習（（5）⑧ア（エ）の臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職短期大学と連携する事業者

（オ）当該専門職短期大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認める者

ウ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとしたこと。（第8条第3項）

（ア）産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

（イ）産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

③ 教育課程の編成方法

教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとしたこと。（第9条）

④ 専門職短期大学の授業科目

専門職短期大学は、次に掲げる授業科目を開設するものとしたこと。（第10条）

ア 基礎科目（生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立

を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

イ 職業専門科目 (専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

ウ 展開科目 (専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。)

エ 総合科目 (修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に高めるための授業科目をいう。)

⑤ 単 位

ア 各授業科目の単位数は、専門職短期大学において定めるものとしたこと。単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとしたこと。(第11条第1項及び第2項)

(ア) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすること。

(イ) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすること。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができること。

(ウ) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、(ア)及び(イ)の基準を考慮して専門職短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすること。

イ 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができることとしたこと。(第11条第3項)

⑥ 1年間の授業期間

1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則としたこと。(第12条)

⑦ 各授業科目の授業期間

各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとしたこと。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができることと認められる場合は、この限りでないこと。(第13条)

⑧ 授業を行う学生数

専門職短期大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下とすることとしたこと。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育

効果をあげることができると思われる場合は、この限りでないこと。（第14条）

⑨ 授業の方法

ア 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとしたこと。（第15条第1項）

イ 授業の方法として、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で授業を履修させること、授業を外国において履修させること及び授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができることとしたこと。（第15条第2項から第4項まで）

⑩ 成績評価基準等の明示等

専門職短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとしたこと。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとしたこと。（第16条）

⑪ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

専門職短期大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）を実施するものとしたこと。（第17条）

⑫ 昼夜開講制

専門職短期大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制により授業を行うことができることとしたこと。（第18条）

(5) 卒業の要件等

① 単位の授与

専門職短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとしたこと。ただし、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、専門職短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができることとしたこと。（第19条）

② 履修科目の登録の上限

ア 専門職短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならないこととしたこと。また、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、専門職短期大学の定めるところにより、当該上限を超えて履修科目の登録を認めることができることとしたこと。（第20条）

③ 他の短期大学又は大学における授業科目の履修等

ア 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が2年の専門職短期大学にあっては30単

位、修業年限が3年の専門職短期大学にあっては46単位（（5）⑨による卒業要件の特例を適用する夜間3年制の専門職短期大学にあっては30単位）を超えない範囲で当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとしたこと。（第21条第1項）

イ アは、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用すること。（第21条第2項）

④ 短期大学又は大学以外の教育施設等における学修

ア 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門職短期大学における授業科目の履修とみなし、専門職短期大学の定めるところにより単位を与えることができることとしたこと。

（第22条第1項）

イ アにより与えることができる単位数は、修業年限が2年の専門職短期大学にあっては③アにより当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位、修業年限が3年の専門職短期大学にあっては③アにより当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位（卒業要件の特例を適用する夜間3年制の専門職短期大学にあっては30単位）を超えないものとしたこと。（第22条第2項）

⑤ 入学前の既修得単位等の認定

ア 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職短期大学に入学した後の当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとしたこと。（第23条第1項）

イ 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に行った④アの学修を、当該専門職短期大学における授業科目の履修とみなし、専門職短期大学の定めるところにより単位を与えることができることとしたこと。（第23条第2項）

ウ 専門職短期大学は、学生が当該専門職短期大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職短期大学における授業科目の履修とみなし、修業年限が2年の専門職短期大学にあっては15単位を、修業年限が3年の専門職短期大学にあっては23単位（卒業要件の特例を適用する夜間3年制の専門職短期大学にあっては15単位）を超えない範囲で専門職短期大学の定めるところにより、単位を与えることができることとしたこと。（第23条第3項）

エ アからウまでにより修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職短期大学において修得した単位以外のものについては、③ア及び④アにより当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が2年の専門職短期大学にあつては30単位を、修業年限が3年の専門職短期大学にあつては46単位（卒業要件の特例を適用する夜間3年制の専門職短期大学にあつては30単位）を超えないものとしたこと。（第23条第4項）

⑥ 長期にわたる教育課程の履修

専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができることとしたこと。（第24条）

⑦ 科目等履修生等

ア 専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、科目等履修生に対し、単位を与えることができることとし、科目等履修生に対する単位の授与については、①を準用することとしたこと。（第25条第1項及び第2項）

イ 専門職短期大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（科目等履修生等）を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員及び校地・校舎の面積を増加するものとしたこと。また、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとしたこと。（第25条第3項及び第4項）

⑧ 卒業の要件

ア 修業年限が2年の専門職短期大学の卒業の要件は、次のいずれにも該当することとしたこと。（第26条第1項）

（ア）専門職短期大学に2年以上在学すること。

（イ）62単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ10単位以上、職業専門科目に係る30単位以上並びに総合科目に係る2単位以上を含む。）を修得すること。

（ウ）実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る20単位以上を修得すること。

（エ）（ウ）の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業等の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であつて、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。）に係る10単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、2単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業等の事業者と連携して開設する演習又は実習等による授業科目のうち、当該事業者

の実務にかかわる課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であつて、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。）をもってこれに代えることができること。

イ 修業年限が3年の専門職短期大学の卒業の要件は、次のいずれにも該当することとしたこと。（第26条第2項）

（ア）専門職短期大学に3年以上在学すること。

（イ）93単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ15単位以上、職業専門科目に係る45単位以上並びに総合科目に係る2単位以上を含む。）を修得すること。

（ウ）実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると思われる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る30単位以上を修得すること。

（エ）（ウ）の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る15単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると思われる場合には、3単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。

ウ ア及びイにより卒業の要件として修得すべき単位数のうち、（4）⑨イの多様なメディアを高度に利用して行う授業により修得する単位数は、修業年限2年の専門職短期大学にあつては30単位、修業年限3年の専門職短期大学にあつては46単位（卒業要件の特例を適用する夜間3年制の専門職短期大学にあつては30単位）を超えないものとしたこと。（第26条第3項）

⑨卒業の要件の特例

夜間において授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科（夜間学科等）に係る修業年限が3年の専門職短期大学の卒業の要件は、専門職短期大学に3年以上在学し、（5）⑧ア（イ）から（エ）までのいずれにも該当することとすることができるものとしたこと。（第27条）

（6）教員組織

① 教員組織

ア 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置くものとしたこと。（第28条第1項）

イ 専門職短期大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとしたこと。（第28条第2項）

ウ 専門職短期大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとしたこと。（第28条第3項）

エ 専門職短期大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、

それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとし、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも1人以上置くものとしたこと。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでないこととしたこと。（第28条第4項）

② 授業科目の担当

専門職短期大学は、教育上主要と認める授業科目（主要授業科目）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとしたこと。また、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとしたこと。（第29条）

③ 授業を担当しない教員

専門職短期大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができることとしたこと。（第30条）

④ 専任教員

ア 教員は、一の専門職短期大学に限り、専任教員となるものとし、専任教員は、専ら一の専門職短期大学における教育研究に従事するものとしたこと。（第31条第1項及び第2項）

イ アにかかわらず、専門職短期大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該専門職短期大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該専門職短期大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該専門職短期大学の専任教員とすることができることとしたこと。（第31条第3項）

⑤ 専任教員数

ア 専任教員数の基準として、学科の種類及び規模に応じて必要とされる教授等の数及び専門職短期大学全体の入学定員に応じて必要とされる教授等の数をそれぞれ別表により定め、専門職短期大学における専任教員数は、それぞれの別表に定める数を合計した数以上としたこと。（第32条並びに別表第1イの表及びロの表）

イ アの別表に定める専任教員数の3割以上は教授とすることとしたこと。（別表第1イの表備考第1号）

ウ 入学定員の数アの別表に定める数に満たない場合における専任教員数は、その2割の範囲内において兼任の教員に代えることができることとしたこと。（別表第1イの表備考第5号）

エ 教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の当該夜間学科等の必要専任教員数は、アの別表に定める教員数の3分の1以上としたこと。ただし、夜間学科等の入学定員が昼間学科等の入学定員を超える場合には、当該夜間学科等の必要専任教員数は別表に定める教員数とし、当該昼間学科等の必要専任教員数は別表に定める教員数の3分の1以上としたこと。また、昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、別表に定める必要専任教員数を減ずることができることとしたこと。（別表第

1イの表備考第8号及び第9号)

⑥ 実務の経験等を有する専任教員

ア ⑤による専任教員の数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする事としたこと。(第33条第1項)

イ 実務の経験等を有する専任教員のうち、アのおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数以上は、次のいずれかに該当する者とする事としたこと。(第33条第2項)

(ア) 大学、短期大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴のある者

(イ) 博士の学位、修士の学位又は修士(専門職)、法務博士(専門職)若しくは教職修士(専門職)の学位を有する者

(ウ) 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

ウ アのおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う者(いわゆる「みなし専任教員」)で足りるものとしたこと。(第33条第3項)

(7) 教員の資格

① 学長の資格

学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者としたこと。(第34条)

② 教授の資格

教授となることのできる者は、次のいずれかに該当し、かつ、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者としたこと。(第35条)

ア 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

イ 研究上の業績がアの者に準ずると認められる者

ウ 修士(専門職)、法務博士(専門職)又は教職修士(専門職)の学位を有し、当該学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

エ 大学、短期大学又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴のある者

オ 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあっては実際的な技術に秀でていと認められる者

カ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

③ 准教授の資格

准教授となることのできる者は、次のいずれかに該当し、かつ、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者としたこと。(第36条)

ア ②のいずれかに該当する者

- イ 大学、短期大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴のある者
- ウ 修士の学位又は修士（専門職）、法務博士（専門職）若しくは教職修士（専門職）の学位を有する者
- エ 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- オ 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

④ 講師の資格

講師となることのできる者は、次のいずれかに該当する者としたこと。
(第37条)

- ア ②又は③の教授又は准教授となることのできる者
- イ その他特殊な専攻分野について、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

⑤ 助教の資格

助教となることのできる者は、次のいずれかに該当し、かつ、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者としたこと。(第38条)

- ア ②アからカまで又は③アからオまでのいずれかに該当する者
- イ 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位を有する者
- ウ 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

⑥ 助手の資格

助手となることのできる者は、次のいずれかに該当する者としたこと。
(第39条)

- ア 学士の学位又は学士（専門職）の学位を有する者
- イ アの者に準ずる能力を有すると認められる者

(8) 校地、校舎等の施設及び設備等

① 校地

ア 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとしたこと。(第40条第1項)

イ アにかかわらず、専門職短期大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるためアの空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職短期大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができることとしたこと。
(第40条第2項)

ウ イの措置は、次に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行

うものとしたこと。(第43条第3項)

(ア) できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。

(イ) 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

② 運動場、体育館その他のスポーツ施設

ア 専門職短期大学は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けるものとしたこと。(第41条第1項)

イ 専門職短期大学は、やむを得ない特別の事情があるときは、体育館その他のスポーツ施設を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職短期大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、体育館その他のスポーツ施設を設けないことができることとしたこと。(第41条第2項)

ウ イの措置は、当該専門職短期大学以外の者が備える運動施設であって次に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとしたこと。(第41条第3項)

(ア) 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。

(イ) 校舎から至近の位置に立地していること。

(ウ) 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

③ 校舎等施設

ア 専門職短期大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとしたこと。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないこととしたこと。(第42条第1項)

(ア) 学長室、会議室、事務室

(イ) 教室(講義室、演習室、実験室、実習室等とする。)、研究室

(ウ) 図書館、保健室

イ 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えるものとしたこと。(第42条第2項)

ウ 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとしたこと。(第42条第3項)

エ 校舎には、アの施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとしたこと。(第42条第4項)

オ 専門職短期大学は、ア及びウの施設のほか、なるべく講堂、学生自習室及び学生控室並びに寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとしたこと。(第42条第5項)

カ 夜間学科等を置く専門職短期大学又は昼夜開講制を実施する専門職短期大学にあっては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとしたこと。(第42条第6項)

④ 図書等の資料及び図書館

ア 専門職短期大学は、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴

覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとしたこと。(第43条第1項)

イ 図書館は、アの資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、アの資料の提供に関し、他の専門職短期大学の図書館等との協力を努めるものとしたこと。(第43条第2項)

ウ 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くとともに、専門職短期大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとし、閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとしたこと。(第43条第3項から第5項まで)

⑤ 校地の面積

ア 専門職短期大学における校地の面積(附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。)は、収容定員上の学生1人当たり10平方メートルとして算定した面積とすることとしたこと。(第44条第1項)

イ 専門職短期大学は、その場所に立地することが教育上特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の土地を取得することが困難であるためアの面積を確保することができないと認められる場合において、教育に支障のない限度において、当該面積を減ずることができることとしたこと。(第44条第2項)

ウ 同じ種類の昼間学科及び夜間学科が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学科及び夜間学科における教育研究に支障のない面積とすることとしたこと。(第44条第3項)

エ 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、アの面積を減ずることができることとしたこと。(第44条第4項)

⑥ 校舎の面積

ア 校舎の面積の基準として、学科の種類及び規模に応じ必要とされる基準校舎面積及び加算校舎面積をそれぞれ別表により定め、専門職短期大学における校舎の面積は、一の分野についてのみ学科を置く専門職短期大学にあつては別表に定める基準校舎面積以上、二以上の分野についてそれぞれ学科を置く専門職短期大学にあつては別表に定める基準面積と加算面積を合計した面積以上としたこと。(第45条並びに別表第2イの表及びロの表)

イ 同じ種類の昼間学科及び夜間学科等が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校舎の面積は、当該昼間学科及び夜間学科等における教育研究に支障のない面積とすることとしたこと。また、昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、アの別表に定める面積を減ずることができることとしたこと。(別表第2イの表備考第3号及び第4号)

ウ 卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、アの別表に定める面積を減ずることができることとしたこと。（別表第2イの表備考第5号）

エ アの別表に定める校舎の面積は、専用部分の面積としたこと。ただし、当該専門職短期大学と他の学校、幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該専門職短期大学の教育研究に支障がない限度において、別表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができることとしたこと。（別表第2イの表備考第7号）

⑦ 附属施設

専門職短期大学には、学科の種類に応じ、教育研究上必要な場合は、適当な規模内容を備えた附属施設を置くものとしたこと。（第46条）

⑧ 実務実習に必要な施設

専門職短期大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとしたこと。（第47条）

⑨ 機械、器具等

専門職短期大学は、学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとしたこと。（第48条）

⑩ 二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備

専門職短期大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとしたこと。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでないこと。（第49条）

⑪ 教育研究環境の整備

専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとしたこと。（第50条）

⑫ 専門職短期大学等の名称

ア 専門職短期大学は、その名称中に専門職短期大学という文字を用いなければならぬこととしたこと。（第51条第1項）

イ 専門職短期大学及び学科の名称は、専門職短期大学等として適当であるとともに、当該専門職短期大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとするものとしたこと。（第51条第2項）

(9) 事務組織等

① 事務組織

専門職短期大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとしたこと。（第52条）

② 厚生補導の組織

専門職短期大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとしたこと。（第53条）

③ 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制

専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとしたこと。（第54条）

④ 研修の機会等

専門職短期大学は、当該専門職短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（スタッフ・ディベロップメント）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとしたこと。（第55条）

(10) 共同教育課程に関する特例

二以上の専門職短期大学は、その専門職短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、当該二以上の専門職短期大学のうち一の専門職短期大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職短期大学のうち他の専門職短期大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職短期大学ごとに同一内容の教育課程（共同教育課程）を編成することができること等とし、共同教育課程に関する特例として、共同教育課程に係る単位の認定、共同学科に係る卒業の要件、専任教員数、校地の面積、校舎の面積並びに施設及び設備に関する事項を定めたこと。（第56条から第62条まで）

(11) 国際連携学科に関する特例

専門職短期大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、専門職短期大学に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職短期大学に相当する短期大学と連携して教育研究を実施するための学科（国際連携学科）を設けることができること等とし、国際連携学科に関する特例として、国際連携教育課程の編成、共同開設科目、国際連携教育課程に係る単位の認定、卒業の要件、専任教員数並びに施設及び設備に関する事項を定めたこと。（第63条から第69条まで）

(12) 雑 則

① 外国に設ける組織

専門職短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学科その他の組織を設けることができることとしたこと。（第70条）

② その他の基準

専攻科及び別科に関する基準は、別に定めることとしたこと。（第71条）

③ 段階的整備

新たに専門職短期大学等を設置する場合の教員組織，校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができることとしたこと。（第72条）

3 留意事項

(1) 実務経験者その他の入学者の多様性の確保について

① 専門職大学等においては、文部科学省高等教育局長が毎年度発出する大学入学者選抜実施要項に基づき、入学者選抜を適切に実施すること。専門職大学等では、設置基準において入学者の多様性確保に配慮した入学者選抜が努力義務化された趣旨を踏まえ、高等学校（普通科，専門学科及び総合学科）の卒業生，実務経験者その他の社会人，他の高等教育機関からの編入学生など，多様な入学者を積極的に受け入れることが期待されること。入学者の選抜に当たっては、実務経験や保有資格，技能検定での成績等を積極的に考慮するなど，多様な背景を持つ志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価すること等が考えられること。（専門職大学設置基準第3条第2項／専門職短期大学設置基準第3条第2項関係）

② 専門職大学等は、特に、実務経験者等の社会人の学修ニーズへの対応において積極的な役割を果たすことを期待されるものであること。各専門職大学等においては、多様なメディアを高度に利用したいわゆる遠隔授業や、昼夜開講制，長期履修学生，入学前の実務経験を勘案した単位認定等の制度の活用も含め，その目的に応じた適切な方法により，社会人が学びやすい学修機会の提供に取り組むことが望まれること。履修証明プログラム等による短期の学修機会を提供するとともに，その成果を入学後の学位取得にもつなげることができるよう，教育課程のモジュール化や学内単位バンクの整備等の取組も考えられること。（専門職大学設置基準第18条第2項，第21条，第26条第3項及び第27条／専門職短期大学設置基準第15条第2項，第18条，第23条第3項及び第24条関係）

(2) 教育課程の編成方針について

専門職大学等の教育は，理論と実務を架橋した教育により，実践的かつ創造的・応用的な能力を育成・展開させるものであること。各専門職大学等においては，産業界等との密接な連携を図りつつ，そのための教育課程を開発・実施し，不断の見直しを行っていくことが求められること。専門職大学設置基準第10条第4項及び専門職短期大学設置基準第7条第4項に規定する「適切な体制」の整備としては，授業科目の開発等に関する担当組織を設けることや，教育内容・方法の開発等に経験・実績のある教員等を配置することなどが考えられること。

（専門職大学設置基準第10条／専門職短期大学設置基準第7条関係）

(3) 教育課程連携協議会について

- ① 教育課程連携協議会の設置形態については、一の専門職大学等に一の教育課程連携協議会を設ける形のほか、分野や学部等の別により複数の教育課程連携協議会を設ける形が考えられること。なお、設置基準上の教育課程連携協議会であることが学内規程等により明らかにされていれば、その名称は、必ずしも「教育課程連携協議会」としなくとも差し支えないこと。
- ② 教育課程連携協議会の構成については、専門職大学設置基準第11条第2項及び専門職短期大学設置基準8条第2項の各号（第5号を除く。）に規定する構成員をそれぞれ1名以上含むものとし、その構成員の過半数は、当該専門職大学等の教職員以外の者とするを基本とすること。
- ③ 専門職大学設置基準第11条第2項第2号及び専門職短期大学設置基準第8条第2項第2号の「当該専門職大学／専門職短期大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体」は、主として職能団体や事業者団体を想定したものであるが、専攻分野の特性により、当該職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による研究団体なども含み得ること。
- ④ 教育課程連携協議会は、産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的な事項や、その実施状況の評価に関する事項を審議するものであること。専門職大学等においては、教育研究機関としての自律性を確保しつつ、産業界等と連携した教育を推進することが求められており、学位授与や教育課程編成、教員業績審査等の専門的な事項については教授会が審議すること等を踏まえつつ、教育課程連携協議会が、他の審議機関との適切な役割分担を図りながら、積極的な機能を果たすことを期待されるものであること。

(専門職大学設置基準第11条／専門職短期大学設置基準第8条関係)

(4) 授業科目について

- ① 開設すべき授業科目として定めた基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目は、それら全体の履修を通じ、これからの社会で求められる実践的かつ創造的な専門職業人材を養成することを目指すものであること。理論にも裏付けられた実践力の育成に加え、特定の職業における専門性に留まらない分野全般への精通や、関連する他分野への展開、生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養など、幅広い能力の育成を図ることを旨とするものであること。
- ② 基礎科目は、社会的・職業的自立を図るために必要な能力に加え、生涯にわたり自らの資質を向上させるために必要な能力を育成することを目的とするものであり、例えば、ICT、外国語など、様々な職種を通じたキャリアアップの基礎となるリテラシー科目等が、その内容として考えられること。
- ③ 職業専門科目は、特定の職業（職種）において必要とされる理論的かつ実践的な能力に加え、当該職業の分野（例えば、観光分野、農業分野、情報分

野など) についてその分野全般にわたり必要な能力を育成することを目的とするものであり、実習等の充実を図りつつ、理論と実践にわたる授業科目をバランスよく配当する必要があること。

- ④ 展開科目は、専攻する特定の職業分野に関連する他分野の応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成することを目的としており、例えば、専門技能等を活かした開業や新たな事業展開を図る際に必要となる経営等の知識や、連携・協働が進む隣接他分野の職業に関する知識等を学ぶ科目などが、その内容として考えられること。
- ⑤ 総合科目は、修得した知識・技能等を総合し、実践的かつ応用的な能力を総合的に高めることを目的とするものであり、卒業・修了を前に、それまでの授業等で身に付けた知識・技能等を統合し、真の課題解決力・創造性に結び付けるための総合的な演習科目等が、その内容として考えられること。
- ⑥ なお、各専門職大学等の教育課程においては、その教育の目的に応じ、これら4種類の授業科目以外の授業科目を開設することも可能であること。各専門職大学等においては、これらの授業科目の開設を通じ、学生の主体的な学修を促す教育活動の展開を図ることが期待されること。

(専門職大学設置基準第12条及び第13条/専門職短期大学設置基準第9条及び第10条関係)

(5) 同時に授業を行う学生数について

- ① 専門職大学等の教育課程の特性に鑑み、実習等をはじめとした実践的な職業教育の授業を効果的に実施できるよう、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、原則として、40人以下としたこと。
- ② 40人を超える学生数での授業が認められるケースとしては、例えば、著名な講師を招き、その講義を複数の学科等の学生に同時に聴講させる場合などで、教育上必要があり十分な効果をあげられる場合が考えられること。

(専門職大学設置基準第17条/専門職短期大学設置基準第14条関係)

(6) 入学前の実務の経験を通じた実践的な能力修得に対する単位認定について

- ① 入学前の実務の経験を通じた実践的な能力修得に対する単位認定について「文部科学大臣が別に定めるところ」としては、「専門職大学に関し必要な事項を定める件(文部科学省告示第109号)」第4条及び「専門職短期大学に関し必要な事項を定める件(文部科学省告示第110号)」第4条において、対象となる授業科目、単位を与えられる者及び単位を与える方法を定めていること。
- ② 当該単位認定を受けた者については、学校教育法第88条の2及び学校教育法施行規則第146条第1項の規定に基づき、専門職大学等の定めるところにより、修業年限の通算を認められるものともなり得ること。

(専門職大学設置基準第26条第3項/専門職短期大学設置基準第23条第3項関係)

(7) 専門職大学等の卒業の要件及び専門職大学の前期課程修了の要件について

卒業・修了要件について設置基準で定めた単位数は、各授業科目等において修得すべき最少の単位数であること。各専門職大学等では、単位制度の趣旨に沿い、個々の授業科目について十分な学習量を確保すること（単位制度の実質化）に留意した上で、これらを超える単位数を卒業・修了要件に位置付けることが可能であること。例えば、専門職大学にあっては、卒業に必要な単位数を124単位以上、開設すべき授業科目の単位数の合計を104単位以上（基礎科目20単位以上、職業専門科目60単位以上、展開科目20単位以上及び総合科目4単位以上）としており、その差分については、各専門職大学等の教育の目的に応じ、いずれかの単位数を増やす、又はこれら以外の授業科目を開設することにより修得させるものとする。

（専門職大学設置基準第29条及び第30条／専門職短期大学設置基準第26条関係）

(8) 臨地実務実習及び連携実務演習等について

① 臨地実務実習及び連携実務演習等の開設に関し「文部科学大臣が別に定めるところ」としては、「専門職大学に関し必要な事項を定める件」第5条及び「専門職短期大学に関し必要な事項を定める件」第5条において、実施計画の作成や当該実施計画に記載すべき事項、指導員の配置や当該指導員の要件等に関する事項を定めていること。

② 臨地実務実習については、学生を企業等の事業者の実務に従事させるものであることから、その実施方法や管理、手当等の実態によっては、実習先事業者と学生の使用従属関係が認められ、労働関係法令が適用される場合もあることに留意が必要であること。労働関係法令の適用の有無や適用される場合の遵守すべき事項等については、今後、厚生労働省と協議して指針を作成し、公表する予定であること。

③ なお、臨地実務実習の実習場所（「企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所」）については、企業等の学外の事業者の施設のほか、当該専門職大学等の附属施設であっても、専攻に係る職業等の事業を営む事業者としての運営がなされているものは、これに含み得ること。

（専門職大学設置基準第29条第1項第4号／専門職短期大学設置基準第26条第1項第4号関係）

(9) 専任教員について

① 専門職大学設置基準第34条第2項及び専門職短期大学設置基準第31条第2項の「専ら」とは、専任教員が当該専門職大学等における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間の割合などが、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定していること。

② 専門職大学設置基準第34条第3項及び専門職短期大学設置基準第31条第3項の「教育研究に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該専

門職大学等の教員組織全体の状況などに照らし、当該専門職大学等における教育研究の遂行に支障がないことを想定していること。同項による専任教員の占める割合が過度に高くなることにより、専門職大学等における教育研究の遂行に支障が生じる場合も想定されること、また、同項はあくまで第2項で定める専任教員の例外を定めるものであることから、第3項による専任教員の割合は、この趣旨を踏まえて適正なものとなるよう留意すること。

(専門職大学設置基準第34条／専門職短期大学設置基準第31条関係)

(10) 実務の経験等を有する専任教員について

- ① 専門職大学等においては、理論と実務の架橋を図り、実践的な教育を行う観点から、必要専任教員数のおおむね4割以上は、「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(いわゆる「実務家教員」)としたこと。さらに当該必要とされる実務家専任教員数の2分の1以上は、実務の経験等に加え、大学等での教員歴、修士以上の学位、企業等での研究上の業績のいずれかを有する者(いわゆる「研究能力を併せ有する実務家教員」)としたこと。
- ② 実務家教員の「実務の能力」については、保有資格、実務の業績、実務を離れた後の年数等により、その適格を判断されるものであること。実務を離れた後の年数については、およその目安として、実務を離れてから5年から10年以内であることが望ましく、実務を離れる前の実務経験の長さも考慮されること。
- ③ 研究能力を併せ有する実務家教員のうち「企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者」については、研究業績として、著書、論文等の学術上の業績を必ずしも求めるものではなく、実務上の実践知識を形式知化、あるいは構造化・理論化し、様々な形で発表した業績などが含まれること。
- ④ ①により必要とされる実務家専任教員数の2分の1の範囲内は、いわゆる「みなし専任教員」として、「1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部／学科の運営について責任を負う者」で足りることとしたこと。ここにいう「教育課程の編成」については担当する授業科目の教育内容、単位認定などに責任を有すること等が、「学部／学科の運営」については教授会等への出席など、組織の運営に責任をもって関与すること等が、一般的に求められること。
- ⑤ 「みなし専任教員」については、企業等の現場で現に取り扱われている生きた知識・技能等を教授していく上で、その役割が期待されるものであり、(8)②の専任教員(大学等以外の業務をもつ専任教員)と同様、教育研究水準の維持・確保に考慮しつつ、適切な活用を図られたいこと。

(専門職大学設置基準第36条／専門職短期大学設置基準第33条関係)

(11) 空地及び体育館その他のスポーツ施設について

- ① 専門職大学等においては、空地を校舎の敷地に有し、体育館その他のスポーツ施設を備えることを原則とすること。特に、20歳前後の学生の人格形成

を促す上では、多様な活動を可能とする空間を確保するという観点が一層求められること。

- ② 「法令の規定による制限その他のやむを得ない事由」により、空地を校舎の敷地に有しない場合及び、体育館等を設けない場合とは、例えば、民間企業等の施設が集積し、既に高度に土地が利用されていること等の理由により、空地や体育館等を設けるために必要な土地の確保が、物理的に事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があることなど、客観的に見てやむを得ない事由がある場合であること。
- ③ 空地の代替措置については、授業の空き時間により一時的に使用されていない教室の提供ではなく、学生が常時使用可能な、休息、交流等のための専用の設備を備えるものとし、できる限り開放的で、余裕のある空間を確保する必要があること。
- ④ 体育館等の代替措置については、やむを得ず公共又は民間の運動施設を学生の利用に供する場合においても、当該専門職大学等に修学する学生の特性に応じて、学生が希望する球技等の様々な運動ができるよう配慮すること。
「経済的負担の軽減」については、体育館等を自ら備える場合と同等の環境を確保できるよう、学生の利用料等負担を無料とすることが望ましく、やむを得ない場合には、これに準ずるようできる限り低廉な価格にするなど、十分な軽減を図ること。

(専門職大学設置基準第43条及び第44条／専門職短期大学設置基準第40条及び第41条関係)

(12) 校地の面積について

- ① 校地の面積について、必要とされる面積は、原則として、収容定員上の学生1人当たり10平方メートルとして算定した面積としたこと。
- ② 「その場所に立地することが教育上特に必要」な場合とは、例えば、臨地実務実習の円滑な実施や実務家教員の確実な確保等のために、専門職大学等を特定の場所に立地させることが特に必要である場合をいうこと。
- ③ 「やむを得ない事由により所要の土地を確保することが困難」であるため基準面積を確保できない場合とは、例えば、専門職大学等の立地場所の周辺に民間企業等の施設が集積し、既に高度に土地が利用されていること等の理由により、設置基準に定める面積の確保が物理的に事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があること等といった、客観的に見てやむを得ない事由がある場合をいうこと。
- ④ 「教育上支障のない限度」とは、例えば、当該校地に必要な面積基準を満たす校舎が備えられるとともに、休息や交流等学生の多様な活動を可能とする空間が確保され、教育課程の編成・実施や厚生補導の実施等を図る上で支障のない範囲のものであることをいうこと。

(専門職大学設置基準第46条／専門職短期大学設置基準第44条関係)

(13) 校舎の面積について

- ① 専門職大学設置基準別表第2イの表第5号及び専門職短期大学設置基準別表第2イの表第5号の規定により、これらの表に定める面積を減ずることができる場合として、「(専門職大学設置基準)第29条第1項第4号/(専門職短期大学)第26条第1項第4号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合」及び「その他の相当の事由があると認められる場合」を規定したこと。
- ② 臨地実務実習に必要な施設を事業者の施設の使用により確保する場合の減算については、設置基準上も必修化された臨地実務実習(20単位分又は10単位若しくは15単位分)を実施するための施設が事業者から継続的・安定的に供用され、かつ、当該施設を含め、全授業科目の授業を実施する上で必要な施設設備が整っていることを条件として、事業者の施設における主な実習場所の面積に相当する面積を、必要校舎面積から減ずることを認めることとすること。なお、これにより減ずることができる面積は、別表第2に定める面積の15パーセントまでとすること。
- ③ 「その他の相当の事由があると認められる場合」の減算は、さらに、産業界等との密接な連携、社会人学生の受入れなどの専門職大学等の特色に鑑み、必要校舎面積を減ずることを認めるものであり、例えば、設置基準上必修化された臨地実務実習以外の実習を校外で行う場合に、校外施設の確保の状況に応じて必要校舎面積を減ずること等が考えられること。これにより、②の減算に加え、別表第2に定める面積の5パーセントまでをさらに減ずることができることとすること。
(専門職大学設置基準第47条及び別表第2/専門職短期大学設置基準第45条及び別表第2関係)

(14) その他

- ① その他専門職大学設置基準(第24条第2項を除く。)及び専門職短期大学設置基準(第21条第2項を除く。)の規定において「別に定めるところ」によることとされている事項については、「専門職大学に関し必要な事項を定める件」第1条から第3条まで及び第6条から第9条まで並びに「専門職短期大学に関し必要な事項を定める件」第1条から第3条まで及び第6条から第9条までの規定により、大学設置基準及び短期大学設置基準の相当の規定に基づく関係告示を準用することとしたこと。
- ② 専門職大学設置基準第24条第2項及び専門職短期大学設置基準第21条第2項の規定により、外国の大学等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものについては、「外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程(平成16年文部科学省告示第176号)」を改正して、同告示の規定を専門職大学等にも適用する予定であること。
- ③ その他専門職大学設置基準又は専門職短期大学設置基準の規定の解釈、留

意事項等については、必要に応じ、大学設置基準又は短期大学設置基準の相当規定に関する通知を参照されたいこと。

第四 専門職大学に関し必要な事項を定める件（平成29年文部科学省告示第109号）及び専門職短期大学に関し必要な事項を定める件（平成29年文部科学省告示第110号）

1 専門職大学に関し必要な事項を定める件の制定

告示の概要

(1) 入学前の実務の経験を通じ実践的な能力を修得した者に対する単位認定に関する事項

専門職大学設置基準第26条第3項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして行う単位の授与は、次の表の左欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行うものとしたこと。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて30単位を超えないものとしたこと。（第4条）

授業科目	単位を与えられる者	単位を与える方法
職業専門科目及び展開科目	<p>専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果（当該専門職大学において専門職大学の教育に相当する水準を有すると認められたものに限る。）を有することにより、当該専門職大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</p> <p>① 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査</p> <p>② ①に掲げるもののほか、①の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であって、次に掲げる要件を備えたもの</p> <p>ア 審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること</p>	<p>中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を30単位を超えない範囲で与える。</p>

	<p>イ 審査の内容が，学校教育法第83条の2第1項に規定する専門職大学の目的に照らして適切なものであること</p> <p>ウ 審査が全国的な規模において，毎年1回以上行われるものであること</p> <p>エ 審査の実施の方法が，適切かつ公正であること</p>	
臨地実務実習	<p>専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し，かつ，当該職業における実務上の業績を有することにより，当該専門職大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</p>	<p>中欄に掲げる者の申出により，その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について，当該授業科目に係る単位を20単位を超えない範囲で与える。</p>

(2) 臨地実務実習及び連携実務演習等の開設に関する事項

- ア 専門職大学設置基準第29条第1項第4号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は，次に掲げるところにより行うものとしたこと。（第5条第1項）
- (ア) 臨地実務実習施設の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し，当該実施計画に基づいて実施すること。
- (イ) 実施計画には，臨地実務実習施設における実習の内容，期間，一日当たりの実習時間及び主たる実習場所，受け入れる学生の数，実習指導者の配置，成績評価の基準及び方法，学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い，実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。
- (ウ) 臨地実務実習施設には，実習内容，受け入れる学生の数等に応じ，必要な数の実習指導者を置くこと。
- (エ) 実習指導者は，臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し，臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。
- (オ) 巡回指導等の実施，定期的な報告の受理等により，臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。
- イ 専門職大学設置基準第29条第1項第4号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は，次に掲げるところにより行うものとする。（第5条第2項）

- (ア) 連携実務演習等の授業で取り組む課題は、連携先事業者における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、学生の探究的な学習活動が促されるものであること。
- (イ) 連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。
- (ウ) 連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。
- (エ) 連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。
- (オ) 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

(3) その他必要な事項

次の表の左欄に掲げる事項については、同表右欄に掲げる告示の規定を準用するものとしたこと。(第1条から第3条まで及び第6条から第9条まで)

事項	準用する告示
専門職大学設置基準第18条第2項の規定に基づき、専門職大学が履修させることができる授業等(多様なメディアを高度に利用して行う授業)に関する事項	平成13年文部科学省告示第51号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件)
専門職大学設置基準第18条第4項の規定に基づき、専門職大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合に関する事項	平成15年文部科学省告示第43号(大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件)
専門職大学設置基準第25条第1項の規定に基づき、専門職大学が単位を与えることのできる学修(大学以外の教育施設等における学修)に関する事項	平成3年文部省告示第68号(大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件)
専門職大学設置基準第66条第1項の規定に基づき、専門職大学が国際連携学科を設ける場合に関する事項	平成26年文部科学省告示第164号(大学が国際連携学科を設ける場合について定める件)
専門職大学設置基準第67条第2項の規定に基づき、国際連携学科を設ける専門職大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学と協議する事項	平成26年文部科学省告示第168号(国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件)
専門職大学設置基準第73条の規定に基づき、専門職大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合に関する事項	平成20年文部科学省告示第103号(大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準)

項	
専門職大学設置基準第74条の規定に基づき、新たに専門職大学を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備に関する事項	平成15年文部科学省告示第44号（大学設置基準第四十五条の規定に基づき新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）

2 専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の制定

告示の概要

(1) 入学前の実務の経験を通じ実践的な能力を修得した者に対する単位認定に関する事項

専門職短期大学設置基準第23条第3項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして行う単位の授与は、次の表の左欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて、修業年限が2年の専門職短期大学にあっては15単位、修業年限が3年の専門職短期大学にあっては23単位（卒業要件の特例を適用する夜間3年制の専門職短期大学にあっては15単位）を超えないものとする。（第4条）

授業科目	単位を与えられる者	単位を与える方法
職業専門科目及び展開科目	<p>専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果（当該専門職短期大学において専門職短期大学の教育に相当する水準を有すると認めたものに限る。）を有することにより、当該専門職短期大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</p> <p>① 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査</p> <p>② ①に掲げるもののほか、①の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であって、次に掲げる</p>	<p>中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を、修業年限が2年の専門職短期大学にあっては15単位を超えない範囲で、修業年限が3年の専門職短期大学にあっては23単位（卒業要件の特例を適用する夜間3年制の専門職短期大学にあっては15単位）を超えない範囲で与える。</p>

	<p>要件を備えたもの</p> <p>イ 審査を行う者が国，地方公共団体，独立行政法人その他の公益的法人であること</p> <p>ロ 審査の内容が，学校教育法第108条第4項に規定する専門職短期大学の目的に照らして適切なものであること</p> <p>ハ 審査が全国的な規模において，毎年1回以上行われるものであること</p> <p>ニ 審査の実施の方法が，適切かつ公正であること</p>	
臨地実務実習	<p>専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し，かつ，当該職業において実務上の業績を有することにより，当該専門職短期大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</p>	<p>中欄に掲げる者の申出により，その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について，当該授業科目に係る単位を，修業年限が2年の専門職短期大学にあつては10単位を超えない範囲で，修業年限が3年の専門職短期大学にあつては15単位（卒業要件の特例を適用する夜間3年制の専門職短期大学にあつては10単位）を超えない範囲で与える。</p>

(2) 臨地実務実習及び連携実務演習等の開設に関する事項

ア 専門職短期大学設置基準第26条第1項第4号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は，次に掲げるところにより行うものとする。 (第5条第1項)

(ア) 臨地実務実習施設の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し，当該実施計画に基づいて実施すること。

(イ) 実施計画には，臨地実務実習施設における実習の内容，期間，一日当たりの実習時間及び主たる実習場所，受け入れる学生の数，実習指導者の配置，成績評価の基準及び方法，学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い，実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必

要な事項を記載すること。

(ウ) 臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くこと。

(エ) 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

(オ) 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

イ 専門職短期大学設置基準第26条第1項第4号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。 (第5条第2項)

(ア) 連携実務演習等の授業で取り組む課題は、連携先事業者における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、学生の探究的な学習活動が促されるものであること。

(イ) 連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

(ウ) 連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。

(エ) 連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。

(オ) 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

(3) その他必要な事項

次の表の左欄に掲げる事項については、同表右欄に掲げる告示の規定を準用するものとする。 (第1条から第3条まで及び第6条から第9条まで)

事項	準用する告示
専門職短期大学設置基準第15条第2項の規定に基づき、専門職短期大学が履修させることができる授業等(多様なメディアを高度に利用して行う授業)に関する事項	平成13年文部科学省告示第52号(短期大学設置基準第十一条第二項の規定に基づき、短期大学が履修させることができる授業等について定める件)
専門職短期大学設置基準第15条第4項の規定に基づき、専門職短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合に関する事項	平成15年文部科学省告示第51号(短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件)
専門職短期大学設置基準第22条第1項の規定に基づき、専門職短期大学が単位を与えることのできる学修(専門職	平成3年文部省告示第69号(短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えること

短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)に関する事項	のできる学修を定める件)
専門職短期大学設置基準第63条第1項の規定に基づき、専門職短期大学が国際連携学科を設ける場合に関する事項	平成26年文部科学省告示第166号(短期大学が国際連携学科を設ける場合について定める件)
専門職短期大学設置基準第64条第2項の規定に基づき、国際連携学科を設ける専門職短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職短期大学と協議する事項	平成26年文部科学省告示第170号(国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項について定める件)
専門職短期大学設置基準第70条の規定に基づき、専門職短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合に関する事項	平成20年文部科学省告示第105号(短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合の基準)
専門職短期大学設置基準第72条の規定に基づき、新たに専門職短期大学を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備に関する事項	平成15年文部科学省告示第52号(短期大学設置基準第三十七条の規定に基づき新たに短期大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件)

3 留意事項

(1) 入学前の実務の経験を通じ実践的な能力を修得した者に対する単位認定について

- ① 専門職大学設置基準第26条第3項又は専門職短期大学設置基準第23条第3項の規定により単位を与えられる者は、実務の経験を通じた実践的な能力の修得により、当該専門職大学等の授業科目で修得させる能力と同等以上の能力を既に有していると認められる者であり、その修得した能力に関し、職業資格・技能検定等による客観的な証明があるものについては職業専門科目及び展開科目に係る単位を、それ以外のものについては、専門職における相当の実務業績が認められることにより、臨地実務実習に係る単位を与えることが可能となること。当該単位の授与は、専門職大学等の定めるところにより行うものとしており、これを行う専門職大学等においては、単位を与えることのできる授業科目の名称や、求める職業資格・技能検定等又は実務業績について、予め明示しておくことが望ましいこと。
- ② 単位を与えることができるのは、当該職業資格・技能検定等又は職業実務業績から認められる能力が、その内容及び水準において、当該授業科目で修得させる能力以上と認められる場合であること。各専門職大学等においては、当該国家資格・技能検定等が証明する能力又は当該職業の職務範囲、従事した実務の困難性等から認められる能力の内容・水準が、当該授業科目の

到達目標等に照らして十分であることを適切に判断の上、単位認定を行うこと。

(2) 臨地実務実習及び連携実務演習等について

- ① 臨地実務実習の実施に当たっては、座学で学んだ知識・技能を定着、発展させるなど、授業科目としての効果を十分に担保するよう、受入先事業者とも十分協議し、その実施内容・方法等を適切に定めること。
- ② 連携実務演習等については、臨地実務実習に代替するものであり、企業等の実務上の課題に取り組む課題解決型の授業科目としての効果を十分に担保するよう、連携先事業者と十分協議し、その実施内容・方法等を適切に定めること。
- ③ 臨地実務実習及び連携実務演習等の実施計画で定めるべき「その他の臨地実務実習／連携実務演習等の実施に必要な事項」としては、例えば、臨地実務実習及び連携実務演習等の成果として生じた知的財産権等の帰属に関する事項などが考えられること。

第五 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第35号）

1 学校教育法施行規則の一部改正

(1) 改正の概要

① 専門職大学等の設備，編制，学部及び学科

専門職大学等の設備，編制，学部及び学科に関する事項，教員の資格に関する事項その他専門職大学等の設置に関する事項は，専門職大学設置基準及び専門職短期大学設置基準の定めるところによることとしたこと。（第142条第2項及び第5項）

② 実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算の要件及び通算することのできる期間

ア 法第88条の2に規定する実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算は，専門職大学等の定めるところにより，当該職業を担うための実践的な能力（当該専門職大学等で修得させることとしているものに限る。）の修得を授業科目の履修とみなして単位を与えられた者に対し，与えられた当該単位数，その修得に要した期間その他専門職大学等が必要と認める事項を勘案して行うものとしたこと。（第146条の2第1項）

イ 法第88条の2ただし書の規定に基づき文部科学大臣が定める期間の定めとして，専門職大学等が定める修業年限に通算することのできる期間は，当該専門職大学等の修業年限の4分の1を超えてはならないこととしたこと。（第146条の2第2項）

③ 認証評価機関が存在しない場合等の代替措置

法第109条第3項に規定する分野別認証評価について，認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合における代替措置と

して、同項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、次に掲げるいずれかの措置としたこと。

ア 専門職大学等が、外国に主たる事務所を有する法人等であつて、当該専門職大学等の課程に係る分野について評価を行うもののうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、教育課程等の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。（第167条第1号）

イ 専門職大学等が、教育課程等の状況について、当該専門職大学等の課程に係る分野に識見を有する者による検証を定期的に行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。（第167条第2号）

④教育研究活動等の状況についての情報の公表

専門職大学等及び専門職大学院を置く大学にあつては、大学及び短期大学に求められている情報の公表に加え、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等との協力の状況についての情報を公表するものとしたこと。

（第172条の2第2項）

⑤その他

その他所要の規定の整備を行ったこと。

(2) 留意事項

① 分野別認証評価機関が存在しない場合等の代替措置のうち、学校教育法施行規則第167条第2号に定める措置については、制度創設当初の経過的な措置として、これによる代替を可能としたものであること。専門職大学等の設置に当たっては、このことを踏まえ、分野別認証評価の受審の在り方について適切に検討する必要があること。認証評価機関が存在しない分野においても認証評価機関の創設に向けた関係者の取組が推進されるよう、専門職大学等による積極的な協力が望まれること。

② 学校教育法施行規則第172条の2第2項に規定する関連事業者等との協力の状況についての情報公表の内容としては、教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第11条、専門職短期大学設置基準第8条、専門職大学院設置基準第6条の2）の審議状況等に関する情報が考えられること。

③ 法第109条第1項に基づく自己点検・評価の結果の公表を含め、専門職大学等における情報の公表に当たっては、教育研究活動等の状況について、できる限り客観的な指標を採り入れる等により、産業界等をはじめとしたステークホルダーに対し分かりやすく明示していくことが必要であること。

2 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正

(1) 改正の概要

①専門職大学等に係る大学評価基準についての認証の基準の細目

文部科学大臣が認証評価機関を認証する際の基準の適用の細目として、認証評価機関が定める大学評価基準が、専門職大学に係るものにあつては専門

職大学設置基準に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準に、それぞれ適合していることが必要である旨を定めたこと。（第1条第1項）

②分野別認証評価に係る認証評価機関の認証の基準の細目

ア 大学評価基準に定めるべき事項の追加

分野別認証評価を行う認証評価機関が大学評価基準に定めるべき事項として、教育課程連携協議会に関すること及び学修成果に関すること（進路に関することを含む。）を追加したこと。（第1条第3項第1号）

イ 評価における関係者の参画

分野別認証評価における評価方法には、高等学校、地方公共団体等の関係者からの意見聴取に加え、関連職業団体関係者等の意見聴取が含まれていることが必要である旨を定めたこと。（第1条第3項第2号）

ウ 大学評価基準の設定・変更にあつての意見聴取

分野別認証評価に係る大学評価基準の設定又は変更にあつては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うことが必要である旨を定めたこと。（第1条第3項第3号）

(2) 留意事項

改正後の第1条第3項に規定する分野別認証評価に係る認証評価機関の認証の基準の細目については、専門職大学等の分野別認証評価に加え、専門職大学院を置く大学の分野別認証評価についても同様に適用があるものであること。

3 専門職大学院設置基準の一部改正

(1) 改正の概要

①教育課程の編成方針

専門職大学院における教育課程の編成方針として、産業界等との連携による授業科目の開設や、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえた授業科目の開発、当該状況の変化に対応した教育課程の構成等の不断の見直し、そのための適切な体制の整備等に関する事項を追加したこと。（第6条）

(2) 教育課程連携協議会

① 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。

（第6条の2第1項）

② 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとしたこと。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でない認められる場合は、（ウ）の者を置かないことができるものとしたこと。

ア 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科の長が指名する教員その他の職員（第6条の2第2項）

イ 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係

者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者（第6条の2第2項第2号）

ウ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（第6条の2第2項第3号）

エ 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認める者（第6条の2第2項第4号）

③ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとしたこと。（第6条の2第3項）

ア 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

イ 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(2) 留意事項

① 教育課程連携協議会の設置形態については、一の専門職大学院に一の教育課程連携協議会を設ける形のほか、分野や専攻等の別により複数の教育課程連携協議会を設ける形が考えられること。なお、既にいわゆるアドバイザリーボード等の組織を設けている専門職大学院においては、当該既存の組織を活用しつつ、設置基準に定める構成等の条件を整えることにより対応することとして差し支えないこと。また、設置基準上の教育課程連携協議会であることが学内規程等により明らかにされていれば、その名称は必ずしも「教育課程連携協議会」としなくとも差し支えないこと。

② 教育課程連携協議会の構成については、専門職大学院設置基準第6条の2第2項第1号から第3号まで（同項ただし書に規定する場合にあつては第6条の2第2項第1号及び第2号）の構成員をそれぞれ1名以上含むものとし、その構成員の過半数は、当該大学の教職員以外の者とするを基本とすること。

③ 専門職大学院設置基準第6条の2第2項第2号の「当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体」は、主として職能団体や事業者団体を想定したものであるが、専攻分野の特性により、当該職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による研究団体なども含み得ること。

④ 専門職大学院設置基準第6条の2第2項第3号に掲げる者を置かないことができる「当該専門職大学院における教育の特性により適当でない」と認められる場合」としては、当該専門職大学院が専ら国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養することを目的としている場合が想定されること。

⑤ 教育課程連携協議会は、産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的な事項や、その実施状況の評価に関する事項を審議するものであり、教授会その他の審議機関との適切な役割分担により、教育研究機関としての自律性を確保しつつ、産業界等と連携した教育の推進に向け積極的な機能を果たすことが期待されるものであること。

4 学位規則の一部改正

(1) 改正の概要

① 専門職大学が行う学位の授与

ア 法第104条第2項に規定する専門職大学を卒業した者に対し授与する文部科学大臣の定める学位は、「学士（専門職）」としたこと。（第2条の2）

イ 法第104条第2項に規定する専門職大学の前期課程を修了した者に対し授与する文部科学大臣の定める学位は、「短期大学士（専門職）」としたこと。（第2条の3第2項）

② 専門職短期大学が行う学位の授与

法第104条第6項に規定する専門職短期大学を卒業した者に対し授与する文部科学大臣の定める学位は、「短期大学士（専門職）」としたこと。（第5条の5）

③ その他

その他所要の改正を行ったこと。

(2) 留意事項

① 各専門職大学等において「学士（専門職）」又は「短期大学士（専門職）」の学位を授与する際には、「〇〇学士（専門職）」、「〇〇短期大学士（専門職）」のように、適切な専攻分野の名称を「学士（専門職）」、「短期大学士（専門職）」の前に付記するものとする。付記する専攻分野の名称については、修めた課程の特徴をより明確に表すよう、学問分野ではなく職業・産業分野の名称を付すことを基本とすること。

② なお、現在、中央教育審議会では「我が国の高等教育に関する将来構想について（平成29年3月6日諮問）」の審議の中で、学位等の国際通用性の確保に関する課題への対応についての検討を進めているところであるが、専門職大学等の学位についても国際通用性の確保は特に重要であり、専門職大学等を設置しようとする者にあつては、付記する専攻分野の名称について、同様の内容を提供する国内外の他の学位プログラムとも共通性のある名称を用いるなど、分かりやすく、通用性のあるものとする観点から、十分な検討を行うこと。

第六 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示（平成29年文部科学省告示第111号）

(1) 改正の概要

大学（専門職大学を含む。）の学部等又は短期大学（専門職短期大学を含む。）の学科の設置等のうち学位の種類及び分野の変更を伴わないものについては、あらかじめ文部科学大臣に届け出ることによって文部科学大臣の認可を受けることを要しないこととされているところ、専門職大学等に係る学位の種類及び分野の変更に関する基準を次のとおり定めたこと。（別表第1）

- ① 学位の種類区分として「学士（専門職）」及び「短期大学士（専門職）」の区分を設けたこと。
- ② 「学士（専門職）」に係る学位の分野区分として「文学関係，教育学・保育学関係，法学関係，経済学関係，社会学・社会福祉学関係，理学関係，工学関係，農学関係，薬学関係，家政関係，美術関係，音楽関係，体育関係，保健衛生学関係（看護学関係），保健衛生学関係（リハビリテーション関係），保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）」の16区分を定めたこと。
- ③ 「短期大学士（専門職）」に係る学位の分野区分として「文学関係，教育学・保育学関係，法学関係，経済学関係，社会学・社会福祉学関係，理学関係，工学関係，農学関係，家政関係，美術関係，音楽関係，体育関係，保健衛生学関係（看護学関係），保健衛生学関係（リハビリテーション関係），保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）」の15区分を定めたこと。

(2) 留意事項

- ① 学位の種類及び分野の変更等に関する基準に定める「学位の分野」の区分は、当該区分を超える変更を認可に係らしめることとする区分として定められたものであり、当該基準は、設置認可に係る手続の要・不要を判定するための基準であって、学位に付す専攻分野の名称をこれに準拠させるものではないこと。
- ② 「学士（専門職）」及び「短期大学士（専門職）」の学位に付す専攻分野の名称については、学問分野ではなく職業・産業分野の名称を付すことが基本となるが、それらの学位がどの「学位の分野」の区分に当たるかについては、類似の内容をもつ学位プログラム（「学士」，「短期大学士」等に係るものを含む。）の例などを参考として、相当の区分に分類するものとする。

添付資料

- 【別添1-1】学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）一抄一
- 【別添1-2】学校教育法の一部改正新旧対照表
- 【別添1-3】学校教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会・参議院文教科学委員会）
- 【別添2-1】学校教育法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第232号）一抄一
- 【別添2-2】学校教育法施行令の一部改正新旧対照表
- 【別添3-1】専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）
- 【別添3-2】専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）
- 【別添4-1】専門職大学に関し必要な事項を定める件（平成29年文部科学省告示第109号）
- 【別添4-2】専門職短期大学に関し必要な事項を定める件（平成29年文部科学省告示第110号）
- 【別添5-1】学校教育法施行規則の一部改正新旧対照表
- 【別添5-2】学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正新旧対照表
- 【別添5-3】専門職大学院設置基準の一部改正新旧対照表
- 【別添5-4】学位規則の一部改正新旧対照表
- 【別添6】 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部改正新旧対照表

〔参考〕関係資料（文部科学省ホームページ）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1395435.htm

（トップ＞教育＞大学・大学院，専門教育＞専門職大学・専門職短期大学＞専門職大学等関係法令）を参照

【本件連絡先】

文部科学省 高等教育局高等教育企画課
新たな高等教育機関プロジェクトチーム
電話：03-5253-4111（内線4757, 3128）



学校教育法の一部を改正する法律（抄）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条の次に次の一条を加える。

第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。

専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

専門職大学には、第八十七条第二項に規定する課程を置くことができない。

第八十七条の次に次の一条を加える。

第八十七条の二 専門職大学の課程は、これを前期二年の前期課程及び後期二年の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年の後期課程（前条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする）学部にあつては、前期二年の前期課程及び後期二年以上の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年

以上の後期課程)に区分することができる。

専門職大学の前期課程における教育は、第八十三条の二第一項に規定する目的のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを實現するために行われるものとする。

専門職大学の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、第八十三条の二第一項に規定する目的を實現するために行われるものとする。

第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分された専門職大学の課程においては、当該前期課程を修了しなければ、当該前期課程から当該後期課程に進学することができないものとする。

第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二 専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学等(専門職大学又は第八十条第四項に規定する目的をその目的とする大学(第四百四条第五項及び第六項において「専門職短期大学」という。)をいう。以下この条及び第九十条第三項において同じ。)に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準

その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該専門職大学等の修業年限の二分の一を超えない範囲内で文部科学大臣の定める期間を超えてはならない。

第九十九条に次の一項を加える。

専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

第四百条第一項中「第百八条第二項」を「専門職大学及び第百八条第二項」に、「。以下この条」を「。以下この項及び第七項」に、「学士」を「、学士」に改め、「、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を」を削り、同条第二項中「大学」を「大学院を置く大学」に改め、同条第三項中「短期大学は」を「短期大学（専門職短期大学を除く。以下この項において同じ。）は」に、「対し」を「対し、」に改め、同条第四項第一号中「短期大学」の下に「（専門職大学の前期課程を含む。）」を、「高等専門学校を卒業した

者」の下に「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

第百四条第三項の次に次の一項を加える。

専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

第百四条第一項の次に次の二項を加える。

専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職大学を卒業した者（第八十七条の二第一項の規定によりその課程を前期課程及び後期課程に区分している専門職大学にあつては、前期課程を修了した者を含む。）に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

第百八条第三項の次に次の二項を加える。

第二項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ

応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。

第八十三条の二第二項の規定は、前項の大学に準用する。

第百九条第三項中「専門職大学院」を「専門職大学等又は専門職大学院」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

(専門職大学等の設置のため必要な行為)

第二条 専門職大学又はこの法律による改正後の学校教育法（以下「新学校教育法」という。）第百八条第四項の大学の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

第三条から第四十八条まで （略）

学校教育法の一部を改正する法律 新旧対照表
 ○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

改正後	改正前
<p>第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。</p> <p>② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。</p> <p>③ 専門職大学には、第八十七条第二項に規定する課程を置くことができない。</p> <p>第八十七条の二 専門職大学の課程は、これを前期二年の前期課程及び後期二年の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年の後期課程（前条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部にあつては、前期二年の前期課程及び後期二年以上の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年以上の後期課程）に区分することができる。</p> <p>② 専門職大学の前期課程における教育は、第八十三条の二第一項に規定する目的のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを實現するために行われるものとする。</p> <p>③ 専門職大学の後期課程における教育は、前期課程における教</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

育の基礎の上に、第八十三条の二第一項に規定する目的を実現するために行われるものとする。

④ 第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分された専門職大学の課程においては、当該前期課程を修了しなければ、当該前期課程から当該後期課程に進学することができないものとする。

第八十八条の二 専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学等（専門職大学又は第八十八条第四項に規定する目的をその目的とする大学（第一百四十五条第五項及び第六項において「専門職短期大学」という。）をいう。以下この条及び第九十九条第三項において同じ。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該専門職大学等の修業年限の二分の一を超えない範囲内で文部科学大臣の定める期間を超えてはならない。

第九十九条 (略)

② (略)

③ 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

(新設)

第九十九条 (略)

② (略)

(新設)

第四百四条 大学（専門職大学及び第八十八条第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この項及び第七項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し、学士の学位を授与するものとする。

② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職大学を卒業した者（第八十七条の二第一項の規定によりその課程を前期課程及び後期課程に区分している専門職大学にあつては、前期課程を修了した者を含む。）に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

③ 大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

④ 大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があるものと認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

⑤ 短期大学（専門職短期大学を除く。以下この項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与するものとする。

⑥ 専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

第四百四条 大学（第八十八条第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

（新設）

（新設）

② 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があるものと認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

③ 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

（新設）

⑦ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 (略)

⑧ (略)

第百八条 (略)

②・③ (略)

④ 第二項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。

⑤ 第八十三条の二第二項の規定は、前項の大学に準用する。

⑥ (略)

⑦ (略)

⑧ (略)

④ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

⑤ 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第百八条 (略)

②・③ (略)

(新設)

(新設)

④ 第二項の大学には、第八十五条及び第八十六条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。

⑤ 第二項の大学には、学科を置く。

⑥ 第二項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。

⑨ (略)

⑩ (略)

第百九条 (略)

② (略)

③ 専門職大学院等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

④ (略)

⑦ 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。

⑧ 第九十七条の規定は、第二項の大学については適用しない。

第百九条 (略)

② (略)

③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

④ (略)

学校教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法律案では、専門職大学及び専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）の教育課程の編成において産業界と連携すること等を定める一方、その具体的内容はすべて設置基準等の政省令に委ねることとしている。専門職大学等に係る政省令を策定するに当たっては、その理念の実現を図るとともに、既存の各高等教育機関の教育課程との違いが明確となるよう努めること。

二 職業教育は、従前より既存の各高等教育機関においてその特色を活かして実施されてきたことを踏まえ、専門職大学等を含めた高等教育機関全体として更に充実した職業教育が行われるよう、必要な支援を行うこと。

三 専門職大学等が、産業界及び地域から期待される高度職業人材を輩出することができるよう、企業や地方公共団体等と連携しやすい環境の整備や、これらの団体による支援が行われる体制の構築に努めること。

四 専門職大学等の教育課程に導入する方針が示されている長期の企業内実習については、実習中の学生の実習時間、安全衛生、報酬等について、明確な基準を定めるとともに、企業等が学生を受け入れやすいよう、実習期間、実習内容等について指針を示すよう努めること。

五 専門職大学等の制度化により、私学助成の対象となる学校数が増加することが予想されることから、専門職大学等を含めた私立学校の更なる経営基盤の安定化につながるよう、私学助成関係予算の大幅な増額を図ること。

六 専門職大学等の制度化によって我が国の高等教育機関が更に多様化することから、各教育段階における児童・生徒・学生及びその保護者並びに学校関係者に対し、専門職大学等を含めた各高等教育機関の特色などについての十分な情報提供を行い、適切な進路選択が可能となるよう配慮すること。

学校教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法律案では、専門職大学及び専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）の教育課程の編成において産業界と連携すること等を定める一方、その具体的内容は全て設置基準等の政省令に委ねることとしている。これらの政省令の策定に当たっては、専門職大学等の理念の実現を図るとともに、実践的な職業教育を行う機関としての特性に鑑み、大学設置基準等の水準も踏まえつつ、より弾力的な対応が可能となるよう配慮すること。また、既存の各高等教育機関の教育課程との違いが明確となるよう努めること。

二 職業教育は、従前より既存の各高等教育機関においてその特色を活かして実施されてきたことを踏まえ、専門職大学等を含めた高等教育機関全体として更に充実した職業教育が行われるよう、必要な支援を行うこと。

三 専門職大学等が、産業界及び地域から期待される高度職業人材を輩出することができるよう、企業や地方公共団体等と連携しやすい環境の整備や、これらの団体による支援が行われる体制の構築に努めること。

四 専門職大学等の教育課程に導入する方針が示されている長期の企業内実習については、実習中の学生の実習時間、安全衛生、報酬等について、明確な基準を定めるとともに、企業等が学生を受け入れやすいよう、実習期間、実習内容等について指針を示すよう努めること。

五 専門職大学等が、社会人や専門高校卒業生等を含め、多様な進学者を幅広く受け入れる教育機関となるよう、体制の構築に努めること。また、社会・経済の急速な変化を受けて社会人の学び直しの必要性が高まっていることから、産業界・関係省庁等が連携して、社会人が働きながら学びやすい労働環境の整備に努めること。

六 専門職大学等の制度化により、私学助成の対象となる学校数が増加することが予想されることから、専門職大学等を含めた私立学校の更なる経営基盤の安定化につながるよう、私学助成関係予算の大幅な増額を図ること。

七 専門職大学等の制度化によって我が国の高等教育機関が更に多様化することから、各教育段階における児童・生徒・学生及びその保護者並びに学校関係者に対し、専門職大学等を含めた各高等教育機関の特色などについての十分な情報提供を行い、適切な進路選択が可能となるよう配慮すること。

右決議する。

政令第二百三十二号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（抄）

内閣は、学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（学校教育法施行令の一部改正）

第一条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「（専門職大学院を含む。）」を削り、「第四百四条第一項」を「第四百四条第三項」に、「次条第一項第一号」を「次条第一項第一号ハ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 専門職大学の課程（法第八十七条の二第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分されたもの）に限る。次条第一項第一号ロにおいて同じ。）の設置及び変更

第二十三条の二第一項第一号中「私立の大学の学部の学科の設置又は公立若しくは私立の大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置若しくは専攻に係る課程の」を「大学に係る次に掲げる

設置又は」に改め、同号に次のように加える。

イ 私立の大学の学部・学科の設置

ロ 専門職大学の課程の変更（前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更（当該区分の廃止を除く。）を伴うものを除く。）

ハ 大学の大学院の研究科の専攻の設置又は当該専攻に係る課程の変更

第二条から第二十一条まで （略）

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

2・3 （略）

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照表
 ○ 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

改正後	改正前
<p>（法第四条第一項の政令で定める事項） 第二十三条 法第四条第一項（法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）を含む。以下この項及び第二十四条の三において同じ。）の設置する特別支援学校の位置の変更</p> <p>二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第十号及び第二十四条において同じ。）の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止</p> <p>三 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置及び廃止</p> <p>四 市町村の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更</p> <p>五 特別支援学校の高等部における通信教育の開設及び廃止並びに大学における通信教育の開設</p> <p>六 私立の大学の学部、学科の設置</p> <p>七 専門職大学の課程（法第八十七条の二第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。次条第一項</p>	<p>（法第四条第一項の政令で定める事項） 第二十三条 法第四条第一項（法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）を含む。以下この項及び第二十四条の三において同じ。）の設置する特別支援学校の位置の変更</p> <p>二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第十号及び第二十四条において同じ。）の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止</p> <p>三 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置及び廃止</p> <p>四 市町村の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更</p> <p>五 特別支援学校の高等部における通信教育の開設及び廃止並びに大学における通信教育の開設</p> <p>六 私立の大学の学部、学科の設置 （新設）</p>

第一号ロにおいて同じ。)の設置及び変更

八 大学の大学院の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程(法第百四条第三項に規定する課程をいう。次条第一項第一号ハにおいて同じ。)の変更

九 高等専門学校の学科の設置

十 市町村の設置する高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の分校の設置及び廃止

十一 高等学校の広域の通信制の課程(法第五十四条第三項(法第七十条第一項において準用する場合を含む。第二十四条及び第二十四条の二において同じ。))に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。)に係る学則の変更

十二 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

2 (略)

(法第四条第二項第三号の政令で定める事項)

第二十三条の二 法第四条第二項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 大学に係る次に掲げる設置又は変更であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

イ 私立の大学の学部の学科の設置

ロ 専門職大学の課程の変更(前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更(当該区分の廃止を除く。))を伴うものを除く。

ハ 大学の大学院の研究科の専攻の設置又は当該専攻に係る課程の変更

二 高等専門学校の学科の設置であつて、当該高等専門学校が

七 大学の大学院(専門職大学院を含む。)の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程(法第百四条第一項に規定する課程をいう。次条第一項第一号において同じ。)の変更

八 高等専門学校の学科の設置

九 市町村の設置する高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の分校の設置及び廃止

十 高等学校の広域の通信制の課程(法第五十四条第三項(法第七十条第一項において準用する場合を含む。第二十四条及び第二十四条の二において同じ。))に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。)に係る学則の変更

十一 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

2 (略)

(法第四条第二項第三号の政令で定める事項)

第二十三条の二 法第四条第二項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 私立の大学の学部の学科の設置又は公立若しくは私立の大学の大学院(専門職大学院を含む。)の研究科の専攻の設置若しくは専攻に係る課程の変更であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 高等専門学校の学科の設置であつて、当該高等専門学校が

設置する学科の分野の変更を伴わないもの

三 大学における通信教育の開設であつて、当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

四 私立の大学又は高等専門学校の収容定員（大学にあつては、通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。）に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

五 私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

2・3 (略)

設置する学科の分野の変更を伴わないもの

三 大学における通信教育の開設であつて、当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

四 私立の大学又は高等専門学校の収容定員（大学にあつては、通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。）に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

五 私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

2・3 (略)

○文部科学省令第三十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条、第八条、第八十三条の二第二項、第八十八条、第八十八条の二及び第四百四十一条の規定に基づき、専門職大学設置基準を次のように定める。

平成二十九年九月八日

文部科学大臣 林 芳正

専門職大学設置基準

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
 - 第二章 教育研究上の基本組織（第五条—第八条）
 - 第三章 収容定員（第九条）
 - 第四章 教育課程（第十条—第二十一条）
 - 第五章 卒業の要件等（第二十二条—第三十条）
 - 第六章 教員組織（第三十一条—第三十六条）
 - 第七章 教員の資格（第三十七条—第四十二条）
 - 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第四十三条—第五十四条）
 - 第九章 事務組織等（第五十五条—第五十八条）
 - 第十章 共同教育課程に関する特例（第五十九条—第六十五条）
 - 第十一章 国際連携学科に関する特例（第六十六条—第七十二条）
 - 第十二章 雑則（第七十三条—第七十四条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 専門職大学は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、専門職大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 専門職大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

（教育研究上の目的）

第二条 専門職大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

（入学者選抜）

第三条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2 専門職大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

（教員と事務職員等の連携及び協働）

第四条 専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該専門職大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

第二章 教育研究上の基本組織

（学部）

第五条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

（学科）

第六条 学部には、専攻により学科を設ける。

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

（課程）

第七条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

（学部以外の基本組織）

第八条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該専門職大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであって、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

一 教育研究上適当な規模内容を有すること。

二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。

三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。

2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第六十一条第一項に規定する共同学科（第三十五条及び第四十七条において「共同学科」という。）及び第六十六条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。）に準ずるものとする。

3 この省令において、この章、第三十五条、第四十七条、第四十九条、第六十二条、第六十四条、第六十五条（第四十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一及び別表第二を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

第三章 収容定員

第九条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十一条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第七十三条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは編入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

3 専門職大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

第四章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第十条 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専門職大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 専門職大学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(教育課程連携協議会)

第十一条 専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 学長が指名する教員その他の職員

二 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するもの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 臨地実務実習(第二十九条第一項第四号に規定する臨地実務実習をいう。)その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者

五 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であつて学長が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べざるものとする。

一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(教育課程の編成方法)

第十二条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(専門職大学の授業科目)

第十三条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

一 基礎科目(生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

二 職業専門科目(専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

三 展開科目(専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であつて、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。)

四 総合科目(修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。)

(単位)

第十四条 各授業科目の単位数は、専門職大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う

場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専門職大学が定める期間の授業をもって一単位とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(一年間の授業期間)

- 第十五条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

- 第十六条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(授業を行う学生数)

- 第十七条 専門職大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四十人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(授業の方法)

- 第十八条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 専門職大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

- 4 専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

- 第十九条 専門職大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 専門職大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第二十条 専門職大学は、当該専門職大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(昼夜開講制)

- 第二十一条 専門職大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制(同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。)により授業を行うことができる。

第五章 卒業の要件等

(単位の授与)

- 第二十二条 専門職大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第十四条第三項の授業科目については、専門職大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(履修科目の登録の上限)

- 第二十三条 専門職大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

- 2 専門職大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

- 第二十四条 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学の定めるところにより他の大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第二十五条 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、専門職大学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十六条 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第二十八条第一項の規定により修得した単位を含む。)を、当該専門職大学に入学した後の当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入学する前に行った前条第一項に規定する学修を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、専門職大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 専門職大学は、学生が当該専門職大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力(当該専門職大学において修得させることとしているものに限る。)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、三十単位を超えない範囲で専門職大学の定めるところにより、単位を与えることができる。

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学において修得した単位以外のものについては、第二十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び前条第一項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第二十七条 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(科目等履修生等)

第二十八条 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、当該専門職大学の学生以外の者で二又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第二十二条の規定を準用する。

3 専門職大学は、科目等履修生その他の学生以外の者(次項において「科目等履修生等」という。)を相当数受け入れる場合においては、第三十五条、第四十六条及び第四十七条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

4 専門職大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を

を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(卒業の要件)

第二十九条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 専門職大学に四年以上在学すること。

二 百二十四単位以上(基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四十単位以上を含む。)を修得すること。

三 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る四十単位以上を修得すること。

四 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習(企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。)に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等(企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの(臨地実務実習を除く。))であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができること。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位のうち、第十八条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

(前期課程の修了要件)

第三十条 専門職大学の前期課程のうち修業年限が二年のもの修了要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 専門職大学の前期課程に二年以上在学すること。

二 六十二単位以上(基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十単位以上、職業専門科目に係る三十単位以上並びに総合科目に係る二十単位以上を含む。)を修得すること。

三 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る二十単位以上を修得すること。

四 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、二単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。

2 専門職大学の前期課程のうち修業年限が三年のもの修了要件は、次の各号のいずれにも該当する

こととする。

- 一 専門職大学の前期課程に三年以上在学すること。
- 二 九十三単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十五単位以上、職業専門科目に係る四十五単位以上並びに総合科目に係る二単位以上を含む。）を修得すること。
- 三 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る三十単位以上を修得すること。
- 四 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る十五単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、三単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。
- 3 夜間において授業を行う学部その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学部に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第二項の規定にかかわらず、専門職大学に三年以上在学し、第一項第一号から第四号までに掲げる要件のいずれにも該当することとすることができる。

第六章 教員組織

（教員組織）

- 第三十一条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。
- 2 専門職大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。
- 3 専門職大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。
- 4 専門職大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

（授業科目の担当）

- 第三十二条 専門職大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第三十五条、第六十二条第一項及び第七十一条において「教授等」という。）に担当させるものとする。
- 2 専門職大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させる

ものとする。

（授業を担当しない教員）

- 第三十三条 専門職大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

（専任教員）

- 第三十四条 教員は、一の専門職大学に限り、専任教員となるものとする。
- 2 専任教員は、専ら前項の専門職大学における教育研究に従事するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該専門職大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該専門職大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該専門職大学の専任教員とすることができる。

（専任教員数）

- 第三十五条 専門職大学における専任教員の数は、別表第一イにより当該専門職大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第六十二条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第一ロにより専門職大学全体の収容定員に應じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

（実務の経験等を有する専任教員）

- 第三十六条 前条の規定による専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。

- 2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

- 二 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

- 3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であつても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

第七章 教員の資格

(学長の資格)

第三十七条 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し職見を有すると認められる者とする。

(教授の資格)

第三十八条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者

二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

三 学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者及び実際の技術の修得を主とする分野にあつては実際の技術に秀でていと認められる者

六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第三十九条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 前条各号のいずれかに該当する者

二 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者

三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第四十条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第三十八条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

二 その他特殊な専攻分野について、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第四十一条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 第三十八条各号又は第三十九条各号のいずれかに該当する者

二 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第四十二条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学士の学位又は学位規則第一条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

(校地)

第四十三条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。

3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。

一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。

二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

(運動場、体育館その他のスポーツ施設)

第四十四条 専門職大学は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、やむを得ない特別の事情があるときは、体育館その他のスポーツ施設を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が

講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、体育館その他のスポーツ施設を設けないことができる。

3 前項の措置は、当該専門職大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。

一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。

二 校舎から至近の位置に立地していること。

三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

(校舎等施設)

第四十五条 専門職大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

一 学長室、会議室、事務室

二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。)

三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

4 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

5 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

6 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

7 専門職大学は、校舎のほか、なるべく講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

8 夜間において授業を行う学部(以下「夜間学部」という。)を置く専門職大学又は昼夜開講制を実施する専門職大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

(校地の面積)

第四十六条 専門職大学における校地の面積(附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。)は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、その場所に立地することが教育上特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の土地を取得することが困難であるため前項に規定する面積を確保することができないと認められる場合において、教育に支障のない限度において、当該面積を減ずることができるとする。

3 第一項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部(昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。)及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼

間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

4 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

(校舎の面積)

第四十七条 校舎の面積は、一個の学部のみを置く専門職大学にあつては、別表第二の表に定める面積(共同学科を置く場合にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一つの学部とみなして同表を適用して得られる面積に第六十四条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積)以上とし、複数の学部を置く専門職大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積(共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一つの学部とみなして同表を適用して得られる面積)が最大である学部についての同表に定める面積(共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一つの学部とみなして同表を適用して得られる面積)に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第二の表に定める面積(共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一つの学部とみなして同表を適用して得られる面積)を合計した面積を加えた面積(共同学科を置く場合にあつては、第六十四条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積)以上とする。

(図書等の資料及び図書館)

第四十八条 専門職大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の専門職大学の図書館等との協力に努めるものとする。

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

4 図書館には、専門職大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

(附属施設)

第四十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科	附属施設
教員養成に関する学部又は学科	附属学校又は附属幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成

農学に関する学部 林学に関する学科 畜産学に関する学部又は学科 水産学又は造に関する学部船 水産増殖に関する学科 薬学に関する学部又は学科 体育に関する学部又は学科	十八年法律第七十七号) 第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園であつて、専門職大学に附属して設置されるものをいう。 農場 演習林 飼育場又は牧場 練習船(共同利用による場合を含む。) 養殖施設 薬用植物園(薬草園) 体育館
--	---

2 工学に関する学部を置く専門職大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。

(実務実習に必要な施設)

第五十条 専門職大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。

(機械、器具等)

第五十一条 専門職大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

(二以上の校地における教育研究を行う場合における施設及び設備)

第五十二条 専門職大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、それぞれの校地が隣接している場合は、この限りでない。

(教育研究環境の整備)

第五十三条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

(大学等の名称)

第五十四条 専門職大学は、その名称中に専門職大学という文字を用いなければならない。

2 専門職大学、学部及び学科(以下この項及び第七十四条において「専門職大学等」という。)の名称は、専門職大学等として適当であるとともに、当該専門職大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

第九章 事務組織等

(事務組織)

第五十五条 専門職大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

(厚生補導の組織)

第五十六条 専門職大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)

第五十七条 専門職大学は、当該専門職大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

(研修の機会等)

第五十八条 専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第二十条に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

第十章 共同教育課程に関する特例

(共同教育課程の編成)

第五十九条 二以上の専門職大学は、その専門職大学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の専門職大学のうち一の専門職大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学のうち他の専門職大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学ごとに同一内容の教育課程(専門職大学が外国に設ける学部、学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。)を編成することができる。ただし、共同教育課程を編成する専門職大学(以下「構成専門職大学」という。)は、それぞれ当該共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 専門職大学は、共同教育課程(大学院の課程に係るものを含む。)のみを編成することはできない。

3 構成専門職大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(共同教育課程に係る単位の認定)

第六十条 構成専門職大学は、学生が当該構成専門職大学のうち一の専門職大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成専門職大学のうち他の専門職大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

(共同学科に係る卒業の要件)

第六十一条 共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）に係る卒業の要件は、第二十九条第一項に定めるもののほか、それぞれの専門職大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 前項の規定によりそれぞれの専門職大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第二十六条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（共同学科に係る専任教員数）

第六十二条 共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イの表の中欄を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「専門職大学別専任教員数」という。）以上とする。

2 前項に規定する当該共同教育課程を編成する学科に係る専門職大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいづれかの専門職大学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとする。

3 第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る専門職大学別専任教員数（前項の規定により当該学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該学科の種類に応じ、別表第一イの表の下欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、中欄）に定める専任教員の数の八割に相当する数（以下この項において「最小専門職大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該学科に係る専任教員の数は、最小専門職大学別専任教員数以上とする。

（共同学科に係る校地の面積）

第六十三条 第四十六条第一項の規定にかかわらず、共同学科に係る校地の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに当該学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

（共同学科に係る校舎の面積）

第六十四条 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第二イ又はロの表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面

積（次項において「専門職大学別校舎面積」という。）以上とする。

2 第四十七条及び前項の規定にかかわらず、共同学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに専門職大学別校舎面積を有することを要しない。

（共同学科に係る施設及び設備）

第六十五条 前二条に定めるもののほか、第四十三条から第四十五条まで及び第四十八条から第五十一条までの規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

第十一章 国際連携学科に関する特例

（国際連携学科の設置）

第六十六条 専門職大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職大学に相当する大学と連携して教育研究を実施するための学科（第七条の課程を含む。）（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

2 専門職大学は、学部に国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科の収容定員は、当該学科を設ける学部の収容定員の二割（一の学部に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学部の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

第六十七条 国際連携学科を設ける専門職大学は、第十条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の専門職大学に相当する大学（以下「連携外国専門職大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける専門職大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 国際連携学科を設ける専門職大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国専門職大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（共同開設科目）

第六十八条 国際連携学科を設ける専門職大学は、第十条第一項の規定にかかわらず、連携外国専門職

大学と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携学科を設ける専門職大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位を超えない範囲で、当該専門職大学又は連携外国専門職大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職大学において修得した単位数が、第七十条第一項の規定により連携外国専門職大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職大学において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定）

第六十九条 国際連携学科を設ける専門職大学は、学生が連携外国専門職大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第七十条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十九条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第二十六条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携

別表第一（第三十五条関係）

イ 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数

学部の種類	一学科で組織する場合の専任教員数		二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	一六〇—三二九	八	一〇〇—一九九	五
教育学・保育学関係	一六〇—三二九	八	一〇〇—一九九	五
法学関係	二〇〇—三九九	二二	二〇〇—三九九	八
経済学関係	二〇〇—三九九	二二	二〇〇—三九九	八
社会学・社会福祉学関係	二〇〇—三九九	二二	二〇〇—三九九	八

教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携学科に係る専任教員数）

第七十一条 国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第三十五条に定める学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第七十二条 第四十三条から第四十五条まで及び第四十八条から第五十一条までの規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける専門職大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

第十二章 雑則

（外国に設ける組織）

第七十三条 専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。

（段階的整備）

第七十四条 新たに専門職大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

附則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

理学関係	一〇〇—一九九	二二	二〇〇—四〇〇	一四	八〇—一五九	七	一六〇—三二〇	八
工学関係	一〇〇—一九九	二二	二〇〇—四〇〇	一四	八〇—一五九	七	一六〇—三二〇	八
農学関係	一〇〇—一九九	二二	二〇〇—四〇〇	一四	八〇—一五九	七	一六〇—三二〇	八
薬学関係	一〇〇—一九九	二二	二〇〇—四〇〇	一四	八〇—一五九	七	一六〇—三二〇	八
家政関係	一〇〇—一九九	八	二〇〇—四〇〇	一〇	八〇—一五九	五	一六〇—三二〇	六
美術関係	一〇〇—一九九	八	二〇〇—四〇〇	一〇	八〇—一五九	五	一六〇—三二〇	六
音楽関係	一〇〇—一九九	八	二〇〇—四〇〇	一〇	八〇—一五九	五	一六〇—三二〇	六
体育関係	一〇〇—一九九	一〇	二〇〇—四〇〇	一二	八〇—一五九	七	一六〇—三二〇	八
保健衛生学関係(看護学関係)	一〇〇—一九九	一〇	二〇〇—四〇〇	一二	八〇—一五九	七	一六〇—三二〇	八
保健衛生学関係(看護学関係を除く)	一〇〇—一九九	二二	二〇〇—四〇〇	一四	八〇—一五九	七	一六〇—三二〇	八

備考

- 一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする(ロの表において同じ)。
- 二 この表に定める教員数には、第三十三条の授業を担当しない教員を含まないこととする(ロの表において同じ)。
- 三 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる(ロの表において同じ)。
- 四 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
- 五 この表に定める教員数のおおむね四割以上は実務の経験等を有する専任教員とする。
- 六 夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該昼間学部の収容定員を超える場合は、夜間学部の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学部の教員数はこの表に定める教員数の三分の一以上とする(ロの表において同じ)。
- 七 昼夜間講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる(ロの表において同じ)。
- 八 二以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごととそれぞれこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。
- 九 この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)及び教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ 専門職大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数

専門職大学全体の収容定員	四〇〇人	八〇〇人
専任教員数	七	一一

備考

- 一 この表に定める収容定員は、専門職大学全体の収容定員を合計した数とする。
- 二 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、収容定員が四〇〇人を超え八〇〇人未満の場合にあつては収容定員八〇人につき教員一人の割合により、収容定員が八〇〇人を超える場合にあつては収容定員四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
- 三 二以上の学科で組織する専門職大学における実務の経験等を有する専任教員数は、この表に定める数を、これらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数のそれぞれのおおむね四割の数(小数点以下

の端数があるときは、これを四捨五入する。)を合計した数以上とする。

別表第二(第四十七條関係)

イ 基準校舎面積

学部の種類	一〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	二〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	四〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	八〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	八〇一人以上の場合の面積(平方メートル)
女子関係	2,314	(収容定員-100)×330÷100+2,314	(収容定員-200)×661÷200+2,644	(収容定員-400)×1,653÷400+3,305	(収容定員-800)×1,322÷400+4,958
養育学・保育学関係	2,314	(収容定員-100)×330÷100+2,314	(収容定員-200)×661÷200+2,644	(収容定員-400)×1,653÷400+3,305	(収容定員-800)×1,322÷400+4,958
法学関係	2,314	(収容定員-100)×330÷100+2,314	(収容定員-200)×661÷200+2,644	(収容定員-400)×1,653÷400+3,305	(収容定員-800)×1,322÷400+4,958
経済学関係	2,314	(収容定員-100)×330÷100+2,314	(収容定員-200)×661÷200+2,644	(収容定員-400)×1,653÷400+3,305	(収容定員-800)×1,322÷400+4,958
社会学・社会福祉学関係	2,314	(収容定員-100)×330÷100+2,314	(収容定員-200)×661÷200+2,644	(収容定員-400)×1,653÷400+3,305	(収容定員-800)×1,322÷400+4,958
医学関係	4,049	(収容定員-100)×579÷100+4,049	(収容定員-200)×1,157÷200+4,628	(収容定員-400)×3,140÷400+5,785	(収容定員-800)×3,140÷400+8,925
工学関係	4,628	(収容定員-100)×661÷100+4,628	(収容定員-200)×1,322÷200+5,289	(収容定員-400)×4,628÷400+6,611	(収容定員-800)×4,628÷400+11,239
農学関係	4,396	(収容定員-100)×628÷100+4,396	(収容定員-200)×1,256÷200+5,024	(収容定員-400)×4,629÷400+6,280	(収容定員-800)×4,629÷400+10,909
薬学関係	4,049	(収容定員-100)×579÷100+4,049	(収容定員-200)×1,157÷200+4,628	(収容定員-400)×1,983÷400+5,785	(収容定員-800)×1,983÷400+7,768
家政関係	3,470	(収容定員-100)×496÷100+3,470	(収容定員-200)×992÷200+3,966	(収容定員-400)×1,984÷400+4,958	(収容定員-800)×1,984÷400+6,942
美術関係	3,355	(収容定員-100)×479÷100+3,355	(収容定員-200)×959÷200+3,834	(収容定員-400)×3,140÷400+4,793	(収容定員-800)×3,140÷400+7,933
音楽関係	3,009	(収容定員-100)×429÷100+3,009	(収容定員-200)×859÷200+3,438	(収容定員-400)×2,975÷400+4,297	(収容定員-800)×2,975÷400+7,272
体育関係	3,009	(収容定員-100)×429÷100+3,009	(収容定員-200)×859÷200+3,438	(収容定員-400)×1,983÷400+4,297	(収容定員-800)×1,983÷400+6,280
保健衛生学関係(保健学関係)	3,470	(収容定員-100)×496÷100+3,470	(収容定員-200)×992÷200+3,966	(収容定員-400)×1,984÷400+4,958	(収容定員-800)×1,984÷400+6,942
保健衛生学関係(看護学関係を除く)	4,049	(収容定員-100)×579÷100+4,049	(収容定員-200)×1,157÷200+4,628	(収容定員-400)×3,140÷400+5,785	(収容定員-800)×3,140÷400+8,925

備考

- 一 この表に掲げる面積には、第四十五條第五項の施設及び第四十九條の附属施設に必要な施設の面積は含まない(ロの表において同じ)。
- 二 夜間学部(同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用するものを除く。)における面積については、この表に掲げる学部の例によるものとする(ロの表において同じ)。
- 三 夜間学部が同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合は、夜間学部又は昼間学部の収容定員のいずれが多い数によりこの表に定める面積とする(ロの表において同じ)。
- 四 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、授業の開講状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることが出来る(ロの表において同じ)。
- 五 第二十九條第一項第四号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があることを認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることが出来る(ロの表において同じ)。
- 六 この表に掲げる学部以外の学部における面積については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。

七 この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該専門職大学と他の学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該専門職大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる（口の表において同じ。）。

ロ 加算校舎面積

学部の種類	収容定員										
	一〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	二〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	四〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	六〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	八〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	一〇〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	二〇〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	一四〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	一六〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	一八〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	二〇〇〇人までの場合の面積(平方メートル)
文学関係	一、五〇五	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一三三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
教育学・保育学関係	一、五〇五	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一三三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
法学関係	一、五〇五	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一三三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
経済学関係	一、五〇五	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一三三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
社会学・社会福祉学関係	一、五〇五	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一三三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
理学関係	二、七七七	三、一七三	三、九六六	五、六一九	七、一〇七	八、七六〇	一〇、一四七	一一、七三四	一三、二二二	一四、七〇八	一六、一九五
工学関係	三、三五五	三、八三四	四、七九三	七、一〇七	九、四二二	一一、七三五	一四、〇四九	一六、三六三	一八、六七七	二〇、九八一	二三、三〇五
農学関係	三、一四〇	三、六三六	四、六二八	六、九四二	九、二五八	一一、五七〇	一三、八八四	一六、一九八	一八、五一二	二〇、八二六	二三、一四〇
薬学関係	二、八九一	三、三〇五	四、一三二	五、一一三	六、一一五	七、一〇七	八、〇九九	九、〇九一	一〇、〇八三	一一、〇七五	一二、〇六七
家政関係	二、一九八	二、五二二	三、一四〇	四、一三二	五、一一三	六、一一五	七、一〇七	八、〇九九	九、〇九一	一〇、〇八三	一一、〇七五
美術関係	二、三二四	二、六四四	三、三〇五	四、九五八	六、六一一	八、〇九九	九、五八六	一一、〇七三	一二、五六〇	一四、〇四七	一五、五三四
音楽関係	二、一九八	二、五二二	三、一四〇	四、一三二	五、一一三	六、一一五	七、一〇七	八、〇九九	九、〇九一	一〇、〇八三	一一、〇七五
体育関係	二、四二九	二、七七六	三、四七一	四、四六二	五、四五四	六、四四六	七、七六八	九、〇九九	一〇、四二二	一一、七三四	一三、〇五六
保健衛生学関係(看護学関係)	二、一九八	二、五二二	三、一四〇	四、一三二	五、一一三	六、一一五	七、一〇七	八、〇九九	九、〇九一	一〇、〇八三	一一、〇七五
保健衛生学関係(看護学関係を除く)	二、七七七	三、一七三	三、九六六	五、六一九	七、一〇七	八、七六〇	一〇、一四七	一一、七三四	一三、二二二	一四、七〇八	一六、一九五

備考 収容定員が二、〇〇〇人を超える場合は、二、〇〇〇人を増すこととし、この表に定める二、〇〇〇人までの面積から一、八〇〇人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする。

○文部科学省令第三十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条、第八条、第八十八条、第八十八條の二、第八百八条第五項において准用する第八十三條の二第二項及び第四百四十二條の規定に基づき、専門職短期大学設置基準を次のように定める。

平成二十九年九月八日

文部科学大臣 林 芳正

専門職短期大学設置基準

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 学科（第五条）
- 第三章 収容定員（第六条）
- 第四章 教育課程（第七条―第十八条）
- 第五章 卒業の要件等（第十九条―第二十七条）
- 第六章 教員組織（第二十八条―第三十三条）
- 第七章 教員の資格（第三十四条―第三十九条）
- 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第四十条―第五十一条）
- 第九章 事務組織等（第五十二条―第五十五条）
- 第十章 共同教育課程に関する特例（第五十六条―第六十二条）
- 第十一章 国際連携学科に関する特例（第六十三条―第六十九条）
- 第十二章 雑則（第七十条―第七十二条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 専門職短期大学は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、専門職短期大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 専門職短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることほもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

（教育研究上の目的）

第二条 専門職短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

（入学者選抜）

第三条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。
2 専門職短期大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

（教員と事務職員等の連携及び協働）

第四条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該専門職短期大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

第二章 学科

第五条 学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。

2 学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。

第三章 収容定員

第六条 収容定員は、学科ごとに学則で定めるものとする。この場合において、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとする。

2 前項の場合において、第十八条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第七十条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。

3 収容定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

4 専門職短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

第四章 教育課程

（教育課程の編成方針）

第七条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専門職短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成するとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 専門職短期大学は、学科に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課

程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(教育課程連携協議会)

第八条 専門職短期大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 学長が指名する教員その他の職員

二 当該専門職短期大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものとの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 臨地実務実習(第二十六条第一項第四号に規定する臨地実務実習をいう。)その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職短期大学と協力する事業者

五 当該専門職短期大学の教員以外の者であつて学長が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べらるものとする。

一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(教育課程の編成方法)

第九条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(専門職短期大学の授業科目)

第十条 専門職短期大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

一 基礎科目(生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

二 職業専門科目(専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

三 展開科目(専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であつて、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。)

四 総合科目(修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。)

(単位)

第十一条 各授業科目の単位数は、専門職短期大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

三 一の授業科目については、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(一年間の授業期間)

第十二条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる場合、この限りでない。

(授業を行う学生数)

第十四条 専門職短期大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四十人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる場合、この限りでない。

(授業の方法)

第十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 専門職短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 専門職短期大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、

同様とする。

4 専門職短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第十六条 専門職短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職短期大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第十七条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(昼夜開講制)

第十八条 専門職短期大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制(同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。)により授業を行うことができる。

第五章 卒業の要件等

(単位の授与)

第十九条 専門職短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第十一条第三項の授業科目については、専門職短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第二十条 専門職短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 専門職短期大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第二十一条 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学(短期大学を除く。以下同じ。)において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては三十単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては四十六単位(第二十七条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする専門職短期大学(以下「第二十七条の専門職短期大学」という。)にあっては、三十単位)を

超えない範囲で当該専門職短期大学における履修科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における履修科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における履修科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第二十二条 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門職短期大学における履修科目の履修とみなし、専門職短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては前条第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて四十六単位(第二十七条の専門職短期大学にあっては、三十単位)を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十三条 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(第二十五条第一項の規定により修得した単位を含む。)を、当該専門職短期大学に入学した後の当該専門職短期大学における履修科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に行った前条第一項に規定する学修を、当該専門職短期大学における履修科目の履修とみなし、専門職短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 専門職短期大学は、学生が当該専門職短期大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力(当該専門職短期大学において修得させることとして定めるものに限る。)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職短期大学における履修科目の履修とみなし、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては十五単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては二十三単位(第二十七条の専門職短期大学にあっては、十五単位)を超えない範囲で専門職短期大学の定めるところにより、単位を与えることができる。

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当

該専門職短期大学において修得した単位以外のものについては、第二十一条第一項及び前条第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては三十単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては四十六単位（第二十七条の専門職短期大学にあつては、三十単位）を超えないものとする。この場合において、第二十一条第二項において準用する同条第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては四十五単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては五十三単位（第二十七条の専門職短期大学にあつては、四十五単位）を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第二十四条 専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（科目等履修生等）

第二十五条 専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、当該専門職短期大学の学生以外の者で又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第十九条の規定を準用する。

3 専門職短期大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第三十二条、第四十四条及び第四十五条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

4 専門職短期大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

（卒業の要件）

第二十六条 修業年限が二年の専門職短期大学の卒業要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 専門職短期大学に二年以上在学すること。

二 六十二単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十単位以上、職業専門科目に係る三十単位以上並びに総合科目に係る二単位以上を含む。）を修得すること。

三 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る二十単位以上を

修得すること。

四 前号の授業科目に係る単位の臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、二単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができること。

2 修業年限が三年の専門職短期大学の卒業要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 専門職短期大学に三年以上在学すること。

二 九十三単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十五単位以上、職業専門科目に係る四十五単位以上並びに総合科目に係る二単位以上を含む。）を修得すること。

三 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る三十単位以上を修得すること。

四 前号の授業科目に係る単位の臨地実務実習に係る十五単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、三単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。

3 前二項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては四十六単位（第二十七条の専門職短期大学にあつては、三十単位）を超えないものとする。

（卒業の要件の特例）

第二十七条 夜間において授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科（以下「夜間学科等」という。）に係る修業年限が三年の専門職短期大学の卒業の要件は、前条第二項の規定にかかわらず、専門職短期大学に三年以上在学し、前条第一項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれにも該当することとすることができる。

第六章 教員組織

（教員組織）

第二十八条 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 専門職短期大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

3 専門職短期大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

4 専門職短期大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(授業科目の担当)

第二十九条 専門職短期大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第三十二条及び第五十九条第一項において「教授等」という。）に担当させるものとする。

2 専門職短期大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

(授業を担当しない教員)

第三十条 専門職短期大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

(専任教員)

第三十一条 教員は、一の専門職短期大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の専門職短期大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、専門職短期大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該専門職短期大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該専門職短期大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該専門職短期大学の専任教員とすることができる。

(専任教員数)

第三十二条 専門職短期大学における専任教員の数は、別表第一イの表により当該専門職短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数（第五十八条第一項に規定する共同学科（以下この条及び第四十五条において単に「共同学科」という。）が属する分野にあつては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる教授等の数と第五十九条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第一ロの表により専門職短期大学全体の入学定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

(実務の経験等を有する専任教員)

第三十三条 前条の規定による専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。

2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学、短期大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

二 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う者で足りるものとする。

第七章 教員の資格

(学長の資格)

第三十四条 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

(教授の資格)

第三十五条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

三 学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあつては、実際的な技術に秀でていと認められる者

五 大学、短期大学又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者

七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第三十六条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 前条各号のいずれかに該当する者

二 大学、短期大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

四 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第三十七条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第三十五条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

二 特定の分野について、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第三十八条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 第三十五条各号又は第三十六条各号のいずれかに該当する者

二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第三十九条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

(校地)

第四十条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに

適当な空地を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職短期大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職短期大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。

3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。

一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。

二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

(運動場、体育館その他のスポーツ施設)

第四十一条 専門職短期大学は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職短期大学は、やむを得ない特別の事情があるときは、体育館その他のスポーツ施設を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職短期大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、体育館その他のスポーツ施設を設けないことができる。

3 前項の措置は、当該専門職短期大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。

一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。

二 校舎から至近の位置に立地していること。

三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

(校舎等)

第四十二条 校舎には、専門職短期大学の組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

一 学長室、会議室、事務室

二 教室（講義室、演習室、実験室、実習室等とする。）、研究室

三 図書館、保健室

2 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

3 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

のとする。

5 専門職短期大学は、第一項及び前項に掲げる施設のほか、なるべく講堂、学生自習室及び学生控室並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

6 夜間学科等を置く専門職短期大学又は昼夜間講制を実施する専門職短期大学にあっては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

(図書等の資料及び図書館)

第四十三条 専門職短期大学は、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究に必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の専門職短期大学の図書館等との協力を努めるものとする。

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

4 図書館には、専門職短期大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

(校地の面積)

第四十四条 専門職短期大学における校地の面積(附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。)は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職短期大学は、その場所に立地することが教育上特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の土地を取得することが困難であるため前項に規定する面積を確保することができないと認められる場合において、教育に支障のない限度において、当該面積を減ずることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学科(昼間において授業を行う学科をいう。以下同じ。)及び夜間学科が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学科及び夜間学科における教育研究に支障のない面積とする。

4 昼夜間講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

(校舎の面積)

第四十五条 校舎の面積は、一の分野についてのみ学科を置く専門職短期大学にあっては、別表第二の表に定める面積(共同学科を置く場合にあっては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積に第六十一条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積)以上と

し、二以上の分野についてそれぞれ学科を置く専門職短期大学にあっては、当該二以上の分野(当該分野に共同学科のみが属するものを除く。)のうち同表の同一分野に属する学科の収容定員の五十人までの欄の基準校舎面積が最大である分野についての同表に定める面積(共同学科が属する分野については、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積)に当該分野以外の分野についてのそれぞれ別表第二の表に定める面積(共同学科が属する分野については、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積)を合計した面積を加えた面積(共同学科を置く場合にあっては、第六十一条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積)以上とする。

(附属施設)

第四十六条 専門職短期大学には、学科の種類に応じ、教育研究に必要な場合は、適当な規模内容を備えた附属施設を置くものとする。

(実務実習に必要な施設)

第四十七条 専門職短期大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。

(機械、器具等)

第四十八条 専門職短期大学には、学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

(二以上の校地における教育研究を行う場合における施設及び設備)

第四十九条 専門職短期大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(教育研究環境の整備)

第五十条 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

(専門職短期大学等の名称)

第五十一条 専門職短期大学は、その名称中に専門職短期大学という文字を用いなければならない。

2 専門職短期大学及び学科(この項及び第七十二条において「専門職短期大学等」という。)の名称は、専門職短期大学等として適当であるとともに、当該専門職短期大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

第九章 事務組織等

(事務組織)

第五十二条 専門職短期大学には、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

(厚生補導の組織)

第五十三条 専門職短期大学には、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)

第五十四条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

(研修の機会等)

第五十五条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第十七条に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

第十章 共同教育課程に関する特例

(共同教育課程の編成)

第五十六条 二以上の専門職短期大学は、その専門職短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第七条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の専門職短期大学のうち一の専門職短期大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職短期大学のうち他の専門職短期大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職短期大学ごとに同一内容の教育課程(専門職短期大学が外国に設ける学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。)を編成することができる。ただし、共同教育課程を編成する専門職短期大学(以下「構成専門職短期大学」という。)は、それぞれ当該共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 専門職短期大学は、共同教育課程のみを編成することはできない。

3 構成専門職短期大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(共同教育課程に係る単位の認定)

第五十七条 構成専門職短期大学は、学生が当該構成専門職短期大学のうち一の専門職短期大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成専門職短期大学のうち他の専門職短期大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

(共同学科に係る卒業の要件)

第五十八条 修業年限が二年の専門職短期大学の共同教育課程を編成する学科(以下「共同学科」という。)に係る卒業の要件は、第二十六条第一項に定めるもののほか、それぞれの専門職短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の専門職短期大学の共同学科に係る卒業の要件は、第二十六条第二項に定めるもののほか、それぞれの専門職短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3 前項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の専門職短期大学の共同学科に係る卒業の要件は、第二十七条に規定するもののほか、それぞれの専門職短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4 前三項の規定によりそれぞれの専門職短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十二條第一項、第二十三条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(共同学科に係る専任教員数)

第五十九条 共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの専門職短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イの表を適用して得られる教授等の数(次項において「全体専任教員数」という。)をこれらの学科に係る入学定員の割合に応じて按分した数(その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「専門職短期大学別専任教員数」という。)以上とする。

2 前項に規定する当該共同教育課程を編成する学科に係る専門職短期大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいづれかの専門職短期大学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとする。

3 第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る専門職短期大学別専任教員数(前項の規定により当該学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数)が、当該学科の種類に応じ、別表第一イの表の第四欄(保健衛生学関係(看護学関係)にあつては、第三欄)に定める専任教員数(以下この項において「最小専門職短期大学別専任教員数」という。)に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該学科に係る専任教員の数は、最小専門職短期大学別専任教員数以上とする。

(共同学科に係る校地の面積)

第六十条 第四十四条第一項の規定にかかわらず、共同学科に係る校地の面積については、それぞれの専門職短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの

学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を越え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに当該学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

(共同学科に係る校舎の面積)

第六十一条 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの専門職短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその種類に同じ別表第二の表を適用して得られる面積(次項において「全体校舎面積」という。)をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積(次項において「専門職短期大学別校舎面積」という。)以上とする。

2 第四十五条及び前項の規定にかかわらず、共同学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を越え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに専門職短期大学別校舎面積を有することを要しない。

(共同学科に係る施設及び設備)

第六十二条 前二条に定めるもののほか、第四十条から第四十三条まで、第四十六条及び第四十八条の規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

第十一章 国際連携学科に関する特例

(国際連携学科の設置)

第六十三条 専門職短期大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、専門職短期大学に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職短期大学に相当する短期大学と連携して教育研究を実施するための学科(以下「国際連携学科」という。)を設けることができる。

2 専門職短期大学は、国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科の収容定員は、当該専門職短期大学の収容定員の二割(一の専門職短期大学に複数の国際連携学科を設けるときは、これらの収容定員の合計が当該専門職短期大学の収容定員の二割)を越えない範囲で定めるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第六十四条 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、第七条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の専門職短期大学に相当する短期大学(以下「連携外国専門職短期大学」という。)が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外

国専門職短期大学と連携した教育課程(以下「国際連携教育課程」という。)を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける専門職短期大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国専門職短期大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(共同開設科目)

第六十五条 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、第七条第一項の規定にかかわらず、連携外国専門職短期大学と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携学科を設ける専門職短期大学が前項の授業科目(以下この項において「共同開設科目」という。)を開設した場合、当該専門職短期大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては十五単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては二十三単位(第二十七条の専門職短期大学にあっては十五単位)を越えない範囲で、当該専門職短期大学又は連携外国専門職短期大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職短期大学において修得した単位数が、第六十七条第一項から第三項までの規定により連携外国専門職短期大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職短期大学において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第六十六条 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、学生が連携外国専門職短期大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第六十七条 修業年限が二年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十六条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十六条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により四十七単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3 前二項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十七条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学において

国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける専門職短期大学及びそれぞれの連携外国専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携学科に係る専任教員数）

第六十八条 国際連携学科に係る専任教員の数は、第三十二条に定める学科の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第六十九条 第四十条から第四十四条まで並びに第四十六条及び第四十八条の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を設ける専門職短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備

別表第一（第三十二条関係）

イ 学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数

学科の属する分野の区分	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数
文学関係	一〇〇人まで	五	四	一〇一—一〇〇人	七	六	一〇一—一五〇人	一〇	八
教育学・保育学関係	五〇人まで	六	四	五二—一〇〇人	八	六	一五二—一〇〇人	九	六
法学関係	一〇〇人まで	七	四	一〇一—一五〇人	七	四	一五二—一〇〇人	九	六
経済学関係	一〇〇人まで	七	四	一〇一—一五〇人	七	四	一五二—一〇〇人	九	六
社会学・社会福祉学関係	一〇〇人まで	七	四	一〇一—一五〇人	七	四	一五二—一〇〇人	九	六
理学関係	一〇〇人まで	七	四	一〇一—一五〇人	九	六			
工学関係	一〇〇人まで	七	四	一〇一—一五〇人	九	六			
農学関係	一〇〇人まで	七	四	一〇一—一五〇人	九	六			
家政関係	一〇〇人まで	五	四	一〇一—一〇〇人	七	六			
美術関係	五〇人まで	五	三	五二—一〇〇人	七	四	一〇一—一五〇人	八	五

備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける専門職短期大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

第十二章 雑則

（外国に設ける組織）

第七十条 専門職短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学科その他の組織を設けることができる。

（その他の基準）

第七十一条 専攻科及び別科に関する基準は、別に定める。

（段階的整備）

第七十二条 新たに専門職短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

附則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

音楽関係	五〇人まで	五	五	五二一〇〇人	七	七	一〇二一五〇人	八
体育関係	五〇人まで	六	四	五一〇〇人	八	六	一〇二一五〇人	九
保健衛生学関係(看護学関係)	一〇〇人まで	七	一	一〇二一五〇人	九	一	一〇二一五〇人	七
保健衛生学関係(看護学関係を除く。)	一〇〇人まで	七	四	一〇二一五〇人	九	六		八

備考

- 一 この表に定める教員数の三割以上は教授とする(ロの表において同じ。)
- 二 この表に定める教員数には、第二十条の授業を担当しない教員を含まないこととする(ロの表において同じ。)
- 三 この表の入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。
- 四 この表に定める教員数のおおむね四割以上は実務の経験等を有する専任教員とする。
- 五 入学定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる(ロの表において同じ。)
- 六 入学定員が、この表に定める数を超える場合には、文学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係及び家政関係にあっては、同一分野に属する学科が一学科の場合については一〇〇人につき一人を、同一分野に属する学科を二以上置く場合については一五〇人につき一人を増加するものとし、教育学・保育学関係、理学関係、工学関係、農学関係、美術関係、体育関係及び保健衛生学関係にあっては、同一分野に属する学科が一学科の場合については五〇人につき一人を、同一分野に属する学科を二以上置く場合については八〇人につき一人を増加するものとし、音楽関係にあっては、同一分野に属する学科が一学科の場合及び同一分野に属する学科を二以上置く場合については五〇人につき一人を、それぞれ増加するものとする。
- 七 第二十六条第二項の専門職短期大学の学科については、この表に定める教員数(入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。以下この号において同じ。)にこの表に定める教員数の三割に相当する数を加えたものとする。
- 八 教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の当該夜間学科等の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学科等の入学定員が昼間学科等の入学定員を超える場合には、当該夜間学科等の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学科等の教員数はこの表に定める教員数の三分の一以上とする(ロの表において同じ。)
- 九 昼夜間講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる(ロの表において同じ。)
- 十 看護に関する学科において第二十六条第一項に定める学科と同条第二項に定める学科とを併せ置く場合は、同条第一項に定める学科にあっては、入学定員が一〇〇人までの場合は二人を、一〇〇人を超える場合は三人を、同条第二項に定める学科にあっては、第四号により算定した教員数から三人を減ずることができる。
- 十一 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学科については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)及び教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

入学定員	五〇人まで	一五〇人まで	二五〇人まで	四〇〇人まで	六〇〇人まで
教員数	二	三	四	五	六

備考

- 一 入学定員が六〇〇人を超える場合には、この表に定める教員数に、入学定員二〇〇人につき教員一人を加えるものとする。
- 二 二以上の学科で組織する専門職短期大学における実務の経験等を有する専任教員数は、この表に定める数を、これらの学科に係る入学定員の割合に応じて按分した数のそれぞれをおおむね四割の教(小教点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)を合計した数以上とする。

別表第二(第四十五条関係)

イ 基準校舎面積

学科の種類	収容定員											
	五〇人までの場合の面積(平方メートル)	一〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	一五〇人までの場合の面積(平方メートル)	二〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	二五〇人までの場合の面積(平方メートル)	三〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	三五〇人までの場合の面積(平方メートル)	四〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	四五〇人までの場合の面積(平方メートル)	五〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	五五〇人までの場合の面積(平方メートル)	六〇〇人までの場合の面積(平方メートル)
文学関係	一、五〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	二、三〇〇	二、六〇〇	二、八五〇	三、〇五〇	三、二五〇	三、四五〇	三、六五〇
教育学・保育学関係	一、九〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、二〇〇	二、三〇〇	二、四〇〇	二、五〇〇	二、六〇〇	二、七〇〇	二、八〇〇	二、九〇〇	三、〇〇〇
法学関係	一、五〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	二、三〇〇	二、五〇〇	二、七〇〇	二、九〇〇	三、一〇〇	三、三〇〇	三、五〇〇
経済学関係	一、五〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	二、三〇〇	二、五〇〇	二、七〇〇	二、九〇〇	三、一〇〇	三、三〇〇	三、五〇〇
社会学・社会福祉学関係	一、五〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	二、三〇〇	二、五〇〇	二、七〇〇	二、九〇〇	三、一〇〇	三、三〇〇	三、五〇〇
理学関係	一、八五〇	二、〇〇〇	二、一五〇	二、四〇〇	二、七〇〇	三、〇〇〇	三、三〇〇	三、六〇〇	三、九〇〇	四、二〇〇	四、五〇〇	四、八〇〇
工学関係	一、九五〇	二、一〇〇	二、二五〇	二、五〇〇	二、九〇〇	三、三〇〇	三、七〇〇	四、一〇〇	四、五〇〇	四、九〇〇	五、三〇〇	五、七〇〇
農学関係	一、八五〇	二、〇〇〇	二、一五〇	二、四〇〇	二、七〇〇	三、〇〇〇	三、三〇〇	三、六〇〇	三、九〇〇	四、二〇〇	四、五〇〇	四、八〇〇
家政関係	一、九〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、二五〇	二、四〇〇	二、五〇〇	二、六〇〇	二、七〇〇	二、八〇〇	二、九〇〇	三、〇〇〇	三、一〇〇
美術関係	一、七五〇	一、九〇〇	二、〇五〇	二、二五〇	二、四〇〇	二、五〇〇	二、六〇〇	二、七〇〇	二、八〇〇	二、九〇〇	三、〇〇〇	三、一〇〇
音楽関係	一、五五〇	一、七〇〇	一、八五〇	二、〇五〇	二、二五〇	二、四〇〇	二、五〇〇	二、六〇〇	二、七〇〇	二、八〇〇	二、九〇〇	三、〇〇〇
体育関係	一、五五〇	一、七〇〇	一、八五〇	二、〇五〇	二、二五〇	二、四〇〇	二、五〇〇	二、六〇〇	二、七〇〇	二、八〇〇	二、九〇〇	三、〇〇〇
保健衛生学関係(看護学関係)	一、九〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、二五〇	二、四〇〇	二、五〇〇	二、六〇〇	二、七〇〇	二、八〇〇	二、九〇〇	三、〇〇〇	三、一〇〇
保健衛生学関係(看護学関係を除く)	一、七五〇	一、八五〇	一、九五〇	二、二〇〇	二、四五〇	二、八〇〇	三、一〇〇	三、四〇〇	三、七五〇	四、〇五〇	四、三五〇	四、六五〇

備考

- 一 この表に掲げる面積には、講堂、寄宿舎、附属施設等の面積は含まない(ロの表において同じ)。
- 二 同一分野に属する学科の収容定員が六〇〇人を超える場合には、五〇人を増すことに、この表に定める六〇〇人までの場合の面積から五五〇人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。
- 三 同じ種類の昼間学科及び夜間学科等が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校舎の面積は、当該昼間学科及び夜間学科等における教育研究に支障のない面積とする。
- 四 昼夜開講制を実施する場合には、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることができる(ロの表において同じ)。
- 五 第二十六条第一項第四号及び第二項第四号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができる(ロの表において同じ)。
- 六 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科に係る面積については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難い場合は別に定める(ロの表において同じ)。
- 七 この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該専門職短期大学と他の学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条

第七項に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該専門職短期大学の教育研究に支障がない程度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる（この表において同じ。）。

学科の種類	収容定員						
	五〇人までの場合の面積（平方メートル）	一〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	二〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	三〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	四〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	五〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	六〇〇人までの場合の面積（平方メートル）
文学関係	八五〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	一、八〇〇	二、三〇〇	二、七〇〇	三、〇五〇
教育学・保育学関係	一、一〇〇	一、二五〇	一、五五〇	二、〇五〇	二、五五〇	三、〇五〇	三、五〇〇
法学関係	八五〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	一、八〇〇	二、三〇〇	二、七〇〇	三、〇五〇
経済学関係	八五〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	一、八〇〇	二、三〇〇	二、七〇〇	三、〇五〇
社会学・社会福祉学関係	八五〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	一、八〇〇	二、三〇〇	二、七〇〇	三、〇五〇
理学関係	一、三〇〇	一、五〇〇	一、八五〇	二、八〇〇	三、七〇〇	四、六五〇	五、五五〇
工学関係	一、三〇〇	一、五〇〇	一、九〇〇	二、八五〇	三、七五〇	四、七〇〇	五、六〇〇
農学関係	一、三〇〇	一、五〇〇	一、八五〇	二、八〇〇	三、七〇〇	四、六五〇	五、五五〇
家政関係	一、一〇〇	一、二五〇	一、五五〇	二、〇五〇	二、五五〇	三、〇五〇	三、五〇〇
美術関係	一、一五〇	一、三〇〇	一、六五〇	二、一五〇	二、六五〇	三、一五〇	三、六〇〇
音楽関係	一、一〇〇	一、二五〇	一、五五〇	二、〇五〇	二、五五〇	三、〇五〇	三、五〇〇
体育関係	一、一〇〇	一、二五〇	一、五五〇	二、〇五〇	二、五五〇	三、〇五〇	三、五〇〇
保健衛生学関係（看護学関係）	一、一〇〇	一、二五〇	一、五五〇	二、〇五〇	二、五五〇	三、〇五〇	三、五〇〇
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	一、一〇〇	一、二五〇	一、六〇〇	二、一五〇	二、八五〇	三、五〇〇	四、一〇〇

備考 収容定員が六〇〇人を超える場合は、一〇〇人を増すごとに、六〇〇人までの場合の面積から五〇〇人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする。



○文部科学省告示第九号

専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十八条第二項、同条第四項、第二十五条第一項、第二十六条第三項、第二十九条第一項第四号、第六十六条第一項、第六十七条第二項、第七十三条及び第七十四条の規定に基づき、専門職大学に關し必要な事項を次のように定め、平成三十一年四月一日から施行する。

平成二十九年九月八日

文部科学大臣 林 芳正

第一条 専門職大学設置基準第十八条第二項の規定に基づき、専門職大学が履修させることができる授業等については、平成十三年文部科学省告示第五十一号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第二十五条第一項」とあるのは「専門職大学設置基準第十八条第一項」と、「大学設置基準第三十一条」とあるのは「専門職大学設置基準第二十八条」と読み替えるものとする。

第二条 専門職大学設置基準第十八条第四項の規定に基づき、専門職大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合については、平成十五年文部科学省告示第四十三号（大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第二十五条第四項」とあるのは「専門職大学設置基準第十八条第四項」と読み替えるものとする。

第三条 専門職大学設置基準第二十五条第一項の規定に基づき、専門職大学が単位を与えることのできる学修については、平成三年文部省告示第六十八号（大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学において大学教育」とあるのは「専門職大学において専門職大学教育」と、「第八十三条に規定する大学」とあるのは「第八十三条の二第一項に規定する専門職大学」と読み替えるものとする。

第四条 専門職大学設置基準第二十六条第三項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして専門職大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて三十単位を超えないものとする。

授業科目	単位を与えられる者	単位を与える方法
職業専門科目及び展開科目	専門性が求められる職業に係る実務の経験者及び展開科目を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格者が修得していると認められる実践者	中欄に掲げる者の申出により、その

格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果（当該専門職大学において専門職大学の教育に相当する水準を有すると認められたものに限る。）を有することにより、当該専門職大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者

- 一 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査
- 二 前号に掲げるもののほか、前号の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であつて、次に掲げる要件を備えたもの
 - イ 審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること
 - ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条の二第一項に規定する専門職大学の目的に照らして適切なものであること
 - ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること
 - ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること

中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとして、当該授業科目について、当該授業科目に係る単位を二十単位を超えない範囲で与える。

第五条 専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 臨地実務実習施設（臨地実務実習の授業（以下この項において「臨地実務実習」という。）を

行う事業所等の施設をいう。以下同じ。)の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

二 実施計画には、臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所、受け入れる学生の数、実習指導者(臨地実務実習施設である事業所等に所属し、臨地実務実習の指導を行う者をいう。次号及び第四号において同じ。)の配置、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。

三 臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くこと。

四 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

五 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

2 専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 連携実務演習等の授業(以下この項において「連携実務演習等」という。)で取り組む課題は、連携先事業者(連携実務演習等の実施において専門職大学と連携する事業者をいう。以下この項において同じ。)における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、学生の探求的な学習活動が促されるものであること。

二 連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

三 連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者(連携先事業者に所属し、連携実務演習等における学生への指導、担当教員への助言等を行う者をいう。次号及び第五号において同じ。)の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。

四 連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。

五 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

第六条 専門職大学設置基準第六十六条第一項の規定に基づき、専門職大学が国際連携学科を設ける場合については、平成二十六年文部科学省告示第百六十四号(大学が国際連携学科を設ける場合について定める件)の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十条第一項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十六条第一項」と、「大学が国際連携学科」とあるのは「専門職大

学が国際連携学科」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。

第七条 専門職大学設置基準第六十七条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける専門職大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項については、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件(平成二十六年文部科学省告示第百六十八号)の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十一条第二項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十七条第二項」と、「大学」とあるのは「専門職大学」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。

第八条 専門職大学設置基準第七十三条の規定に基づき、専門職大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合については、大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準(平成二十六年文部科学省告示第百三十三号)の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第四十三条」とあるのは「専門職大学設置基準第七十三条」と、「大学(短期大学を除く。以下同じ。）」とあるのは「専門職大学」と、「大学」とあるのは「専門職大学」と、「大学設置基準第十三条」とあるのは「専門職大学設置基準第三十五条」と、「大学の」とあるのは「専門職大学の」と、「大学全体」とあるのは「専門職大学全体」と、「大学設置基準第三十七条」とあるのは「専門職大学設置基準第四十六条」と、「大学設置基準第三十七条の二」とあるのは「専門職大学設置基準第四十七条」と読み替えるものとする。

第九条 専門職大学設置基準第七十四条の規定に基づき、新たに専門職大学を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第四十四号(大学設置基準第四十六条の規定に基づき新たに大学等を設置し、又は棄学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件)の規定を準用する。この場合において、「大学」とあるのは「専門職大学」と、「大学等」とあるのは「専門職大学等」と読み替えるものとする。

○文部科学省告示第百十号

専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第十五条第二項、同条第四項、第二十二條第一項、第二十三條第三項、第二十六條第一項第四号、第二十九條第一項、第六十三條第一項、第六十四條第二項、第七十條及び第七十二條の規定に基づき、専門職短期大学に關し必要な事項を次のように定め、平成三十一年四月一日から施行する。

平成二十九年九月八日

文部科学大臣 林 芳正

第一条 専門職短期大学設置基準第十五条第二項の規定に基づき、専門職短期大学が履修させることができる授業等については、平成十三年文部科学省告示第五十二号（短期大学設置基準第十一条第二項の規定に基づき、短期大学が履修させることができる授業について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第十一条第一項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第十五条第一項」と、「短期大学設置基準第十七条第一項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第二十五条第一項」と読み替えるものとする。

第二条 専門職短期大学設置基準第十五条第四項の規定に基づき、専門職短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合については、平成十五年文部科学省告示第五十一号（短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第十一条第四項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第十五条第四項」と読み替えるものとする。

第三条 専門職短期大学設置基準第二十二條第一項の規定に基づき、専門職短期大学が単位を与えることのできる学修については、平成三年文部省告示第六十九号（短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学において短期大学教育」とあるのは「専門職短期大学において専門職短期大学教育」と、「第八八条第一項に規定する短期大学」とあるのは「第八八条第四項に規定する専門職短期大学」と読み替えるものとする。

第四条 専門職短期大学設置基準第二十三條第三項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして専門職短期大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては十五単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては二十三単位（専門職短期大学設置基準第二十七條に規定する専門職短期大学であつて同条に規定する要件を卒業の要件とするもの（以下この条において「専門職短期大学設置基準第二十七條の専門職短期大学」という。）にあっては十五単位）を超えないものとする。

授業科目 職業専門科目 及び展開科目	単位を与えられる者	単位を与える方法
臨地実務実習	<p>専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果（当該専門職短期大学において専門職短期大学の教育に相当する水準を有すると認められたものに限る。）を有することにより、当該専門職短期大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</p> <p>一 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、前号の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であつて、次に掲げる要件を備えたもの</p> <p>イ 審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること</p> <p>ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八八条第四項に規定する専門職短期大学の目的に照らして適切なるものであること</p> <p>ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること</p> <p>ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること</p>	<p>中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位数を、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては十五単位を超えない範囲で与える。</p>

修得していると認められる者

学にあつては十単位を超えない範囲で、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては十五単位（専門職短期大学設置基準第二十七条の専門職短期大学にあつては、十単位）を超えない範囲で与える。

第五条 専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第四号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 臨地実務実習施設（臨地実務実習の授業（以下この項において「臨地実務実習」という。）を行う事業所等の施設をいう。以下同じ。）の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

二 実施計画には、臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所、受け入れる学生の数、実習指導者（臨地実務実習施設である事業所等に所属し、臨地実務実習の指導を行う者をいう。次号及び第四号において同じ。）の配置、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。

三 臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くこと。

四 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

五 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

2 専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第四号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 連携実務演習等の授業（以下この項において「連携実務演習等」という。）で取り組む課題は、連携先事業者（連携実務演習等の実施において専門職短期大学と連携する事業者をいう。以下この項において同じ。）における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであつて、学生の探求的な学習活動が促されるものであること。

二 連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

三 連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者（連携先事業者に所属し、連携実務演習等における学生への指導、担当教員への助言等を行う者をいう。次号及

び第五号において同じ。）の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。

四 連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。

五 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

第六条 専門職短期大学設置基準第六十三条第一項の規定に基づき、専門職短期大学が国際連携学科を設ける場合については、平成二十六年文部科学省告示第百六十六号（短期大学が国際連携学科を設ける場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第四十三条第一項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第六十三条第一項」と、「短期大学が国際連携学科」とあるのは「専門職短期大学が国際連携学科」と、「連携外国短期大学」とあるのは「連携外国専門職短期大学」と読み替えるものとする。

第七条 専門職短期大学設置基準第六十四条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける専門職短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職短期大学と協議する事項については、国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百七十号）の規定を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第四十四条第二項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第六十四条第二項」と、「短期大学」とあるのは「専門職短期大学」と、「連携外国短期大学」とあるのは「連携外国専門職短期大学」と読み替えるものとする。

第八条 専門職短期大学設置基準第七十条の規定に基づき、専門職短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合については、短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百五号）の規定を準用する。この場合において、「短期大学」とあるのは「専門職短期大学」と、「短期大学設置基準第二十二條」とあるのは「専門職短期大学の」と、「短期大学全体」とあるのは「専門職短期大学全体」と、「短期大学設置基準第三十條」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十四條」と、「短期大学設置基準第三十一條」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十五條」と読み替えるものとする。

第九条 専門職短期大学設置基準第七十二条の規定に基づき、新たに専門職短期大学を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第五十二号（短期大学設置基準第三十七条の規定に基づき新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学」とあるのは「専門職短期大学」と、「短期大学等」とあるのは「専門職短期大学等」と読み替えるものとする。

学校教育法施行規則の一部改正 新旧対照表
 ○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

改正後	改正前
<p>第四百二十二条 大学（専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。以下この項において同じ。）の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項、通信教育に関する事項その他大学の設置に関する事項は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）の定めるところによる。</p>	<p>第四百二十二条 大学（大学院を含み、短期大学を除く。以下この項において同じ。）の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項、通信教育に関する事項その他大学の設置に関する事項は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の定めるところによる。</p>
<p>② 専門職大学（大学院を除く。以下この項において同じ。）の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項その他専門職大学の設置に関する事項は、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の定めるところによる。</p>	<p>〔項を加える。〕</p>
<p>③ 大学院の設備、編制、研究科、教員の資格に関する事項及び通信教育に関する事項その他大学院の設置に関する事項は、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の定めるところによる。</p>	<p>〔項を加える。〕</p>
<p>④ 短期大学（専門職短期大学を除く。以下この項において同じ。）の設備、編制、学科、教員の資格、通信教育に関する事項その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）の定めるところによる。</p>	<p>② 短期大学の設備、編制、学科、教員の資格、通信教育に関する事項その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）の定めるところによる。</p>
<p>⑤ 専門職短期大学の設備、編制、学科、教員の資格その他専門職短期大学の設置に関する事項は、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の定めるところによる。</p>	<p>〔項を加える。〕</p>
<p>第四百十六條の二 学校教育法第八十八條の二に規定する修業年限の通算は、専門職大学等（専門職大学及び専門職短期大学をいう。以下同じ。）の定めるところにより、専門職大学設置基準第二十六條第三項又</p>	<p>〔条を加える。〕</p>

は専門職短期大学設置基準第二十三条第三項の規定により当該職業を担うための実践的な能力(当該専門職大学等で修得させることとしているものに限り。)の修得を当該専門職大学等における授業科目の履修とみなして単位を与えられた者に対し、与えられた当該単位数、当該実践的な能力の修得に要した期間その他専門職大学等が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

2 学校教育法第八十八条の二ただし書に規定する文部科学大臣が定める期間は、当該専門職大学等の修業年限の四分の一とする。

第二百五十五条 [略]

2 [略]

一 [略]

二 専門職大学の前期課程を修了した者(修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年とする専門職大学の前期課程を修了した者に限り。)

三 〇八 [略]

第六百六十七条 学校教育法第九十九条第三項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、次の各号に掲げるいずれかの措置とする。

一 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体であつて、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について評価を行うものうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。

第二百五十五条 [略]

2 [略]

一 [略]

「号を加える。」

二 〇七 [略]

第六百六十七条 学校教育法第九十九条第三項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体であつて、当該専門職大学院の課程に係る分野について評価を行うものうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告することとする。

「号を加える。」

二 専門職大学等が、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価の結果のうち、当該専門職大学等の教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、当該専門職大学等の課程に係る分野に識見を有する者（当該専門職大学等の職員を除く。）による検証を定期的に行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。

第六十八條 [略]

2 学校教育法第九十九条第三項の認証評価に係る同法第一百十条第一項の申請は、専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野ごとに行うものとする。

第七十二條之二 [略]

2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第八十八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。

3 大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

4 [略]

第七十七條 [略]

一 [略]

二 専門職大学の前期課程を修了した者

三 八 [略]

[号を加える。]

第六十八條 [略]

2 学校教育法第九十九条第三項の認証評価に係る同法第一百十条第一項の申請は、専門職大学院の課程に係る分野ごとに行うものとする。

第七十二條之二 [略]

[項を加える。]

2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

3 [略]

第七十七條 [略]

一 [略]

[号を加える。]

二 七 [略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正 新旧対照表
○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令 第七号）

改正後

改正前

（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）

第一条 [略]

一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）に、専門職大学（大学院を除く。）に係るものにあつては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）に、大学院に係るものにあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部省令第十六号）に、短期大学（専門職短期大学を除く。）に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十七年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）に、それぞれ適合していること。

二・三 [略]

四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

五 [略]

2 [略]

一・三 [略]

四 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

3

第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものと

（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）

第一条 [略]

一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十七年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ適合していること。

二・三 [略]

四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての実地調査並びに高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

五 [略]

2 [略]

一・三 [略]

〔号を加える。〕

3

第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係

する。

一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

イ 教員組織に関すること。

ロ 教育課程に関すること（教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第十一条若しくは専門職短期大学設置基準第八条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。）に關することを含む。）。

ハ（略）

ニ 学修の成果に関すること（進路に関することを含む。）。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

二 評価方法に、当該専門職大学等若しくは専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に關し豊富な経験を有するもの（次号において「関連職業団体関係者等」という。）及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。

〔号を削る。〕

第二条 〔略〕

一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関する識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第百九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野に關し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二（六）〔略〕

第三条 〔略〕

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評

る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

一 教員組織に関すること。

二 教育課程に関すること。

三 施設及び設備に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

第二条 〔略〕

一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関する識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第百九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に關し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二（六）〔略〕

第三条 〔略〕

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評

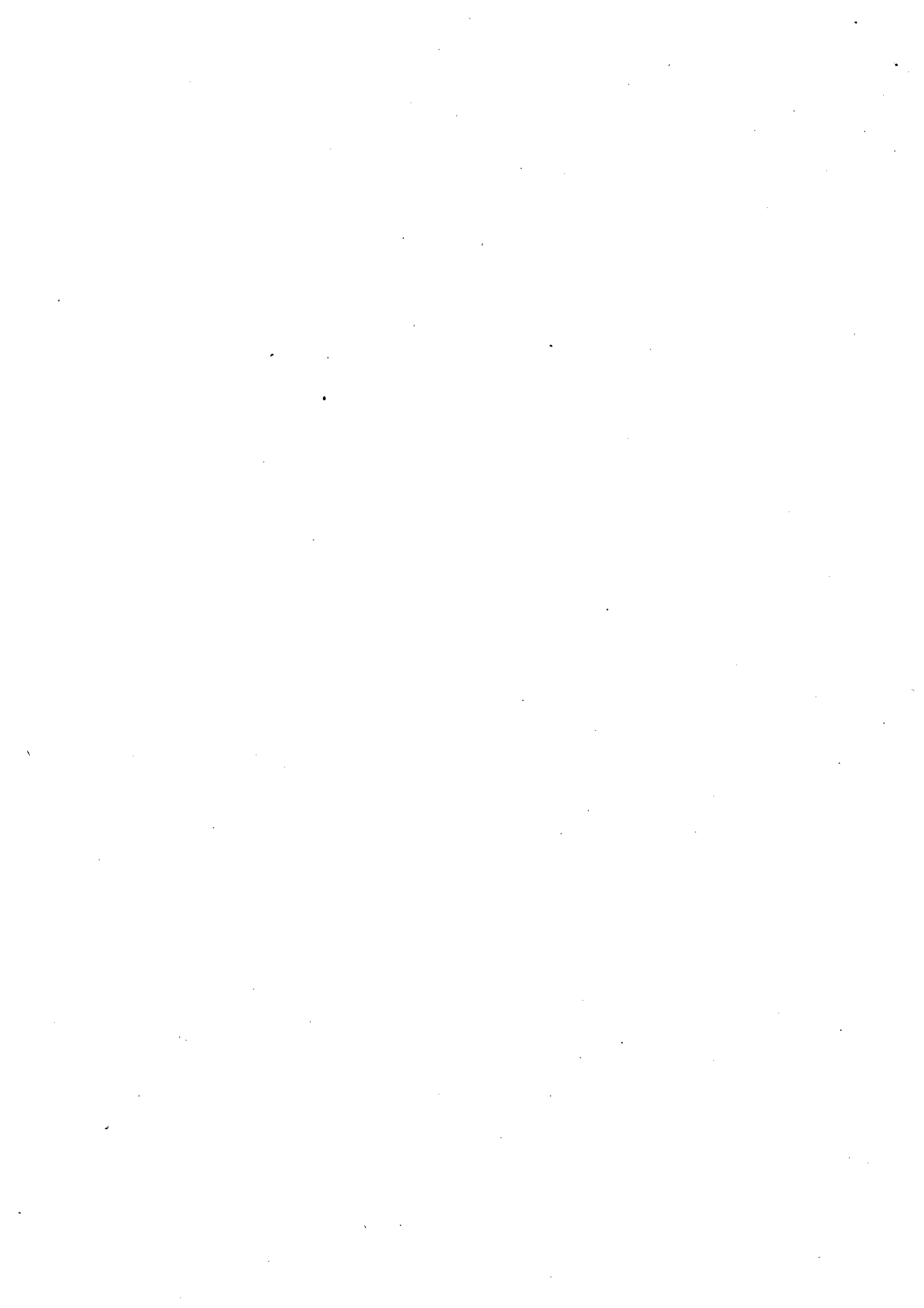
価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となつた専門職大学等又は専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

第五条 第一条第一項及び第二項、第二条並びに第三条第一項の規定は、高等専門学校に、これを準用する。この場合において、第一条第一項第一号中「及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）に、専門職大学（大学院を除く。）に係るものにあつては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）に、大学院に係るものにあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学（専門職短期大学を除く。）に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十七年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）に、それぞれ」とあるのは、「学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）及び高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）に」と読み替えるものとする。

価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となつた専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

第五条 第一条第一項及び第二項、第二条並びに第三条第一項の規定は、高等専門学校に、これを準用する。この場合において、第一条第一項第一号中「並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十七年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ」とあるのは、「及び高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）に」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。



専門職大学院設置基準の一部改正 新旧対照表
 ○専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）

改正後	改正前
<p>(教育課程の編成方針)</p> <p>第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。</p> <p>3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>(教育課程連携協議会)</p> <p>第六条の二 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。</p> <p>2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないこと認められる場合は、第三号に掲げる者を置かないことができる。</p> <p>一 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科（学校教育法第百条ただし書に規定する組織を含む。）の長（第四号及び次項において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員</p> <p>二 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの</p> <p>三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地</p>	<p>(教育課程)</p> <p>第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>

域の関係者

四 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であつて
学長等が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意
見を述べるものとする。

一 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に
関する基本的な事項

二 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に關す
る基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

学位規則の一部改正 新旧対照表
 ○学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)

改正後

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 大学が行う学位授与(第二条—第五条の三)
- 第三章 短期大学が行う学位授与(第五条の四—第五条の六)
- 第四章 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与(第六条・第七条)
- 第五章 雑則(第八条—第十三条)
- 附則

(学士の学位授与の要件)
 第二条 法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学(専門職大学及び短期大学を除く。)が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

(専門職大学を卒業した者等に対し授与する学位)
 第二条の二 法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区分	学位
専門職大学を卒業した者に授与する学位	学士(専門職)
専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位	第五条の五に規定する短期大学士(専門職)

改正前

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 大学が行う学位授与(第二条—第五条の三)
- 第三章 短期大学が行う学位授与(第五条の四)
- 第四章 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与(第六条・第七条)
- 第五章 雑則(第八条—第十三条)
- 附則

(学士の学位授与の要件)
 第二条 法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学(短期大学を除く。第十条、第十条の二、第十一条及び第十三条を除き、以下同じ。)が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

「条を加える。」

(専門職大学が授与する学位の授与の要件)

第二条の三 法第百四条第二項の規定による前条の学士(専門職)の学位の授与は、専門職大学が、当該専門職大学を卒業した者に対し行うものとする。

2 法第百四条第二項の規定による前条の短期大学士(専門職)の学位の授与は、専門職大学が、当該専門職大学の前期課程を修了した者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第三条 法第百四条第三項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 「略」

(博士の学位授与の要件)

第四条 法第百四条第三項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 法第百四条第四項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

(専門職学位の授与の要件)

第五条の三 法第百四条第三項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

(短期大学士の学位授与の要件)

第五条の四 法第百四条第五項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

「条を加える。」

(修士の学位授与の要件)

第三条 法第百四条第一項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 「略」

(博士の学位授与の要件)

第四条 法第百四条第一項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 法第百四条第二項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

(専門職学位の授与の要件)

第五条の三 法第百四条第一項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

(短期大学士の学位授与の要件)

第五条の四 法第百四条第三項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

(専門職短期大学を卒業した者に対し授与する学位)

第五条の五 法第百四条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位は、短期大学士(専門職)とする。

(専門職短期大学が授与する学位の要件)

第五条の六 法第百四条第六項の規定による前条の短期大学士(専門職)の学位の授与は、専門職短期大学が、当該専門職短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

第六条 法第百四条第七項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めるところにより、短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一 大学(短期大学を除く。以下この条及び次条において同じ。)に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者

二 五 [略]

2 法第百四条第七項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学改革支援・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

「条を加える。」

「条を加える。」

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

第六条 法第百四条第四項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一 大学に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者

二 五 [略]

2 法第百四条第四項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学改革支援・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

(共同教育課程に係る学位授与の方法)

第十条の二 大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学院設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)第五十九条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第三十六条第一項、専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)第五十六条第一項又は専門職大学院設置基準第三十条第二項に規定する共同教育課程を修了した者に対し行う学位の授与は、当該共同教育課程を編成する大学が連名で行うものとする。

(共同教育課程に係る学位授与の方法)

第十条の二 大学設置基準第四十三条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第三十六条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程を修了した者に対し行う学位の授与は、当該共同教育課程を編成する大学が連名で行うものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部改正 新旧対照表
 ○ 学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）

別表第一				改正後
学位の種類	学位の分野	学士、修士及び博士	学士（専門職）	
（略）	（略）	（略）	（略）	改正後
学位の種類	学位の分野	学士、修士及び博士	（新設）	
（略）	（略）	（略）	（新設）	改正前

備考 (略)	短期大学士 (専門職)	短期大学士	専門職学位のうち法務博士(専門職)	専門職学位のうち法務博士(専門職)
	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)	(新設)	短期大学士	専門職学位のうち教職修士(専門職)	専門職学位のうち法務博士(専門職)
	(新設)	(略)	(略)	(略)